

第2章 事前調査等の結果等

事前調査として、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（図2.1-1参照。以下「対象区域」という。）の概況について、既存の文献又は資料を基にとりまとめた。

なお、対象区域は、事業の実施により環境影響を受けるおそれのある最大の範囲（景観における認知限界距離）が含まれる範囲として、都市計画対象道路事業実施区域から約3kmの区域とした。

統計資料等、市単位で把握する事項については、対象区域に含まれる西宮市、尼崎市、芦屋市について把握した。

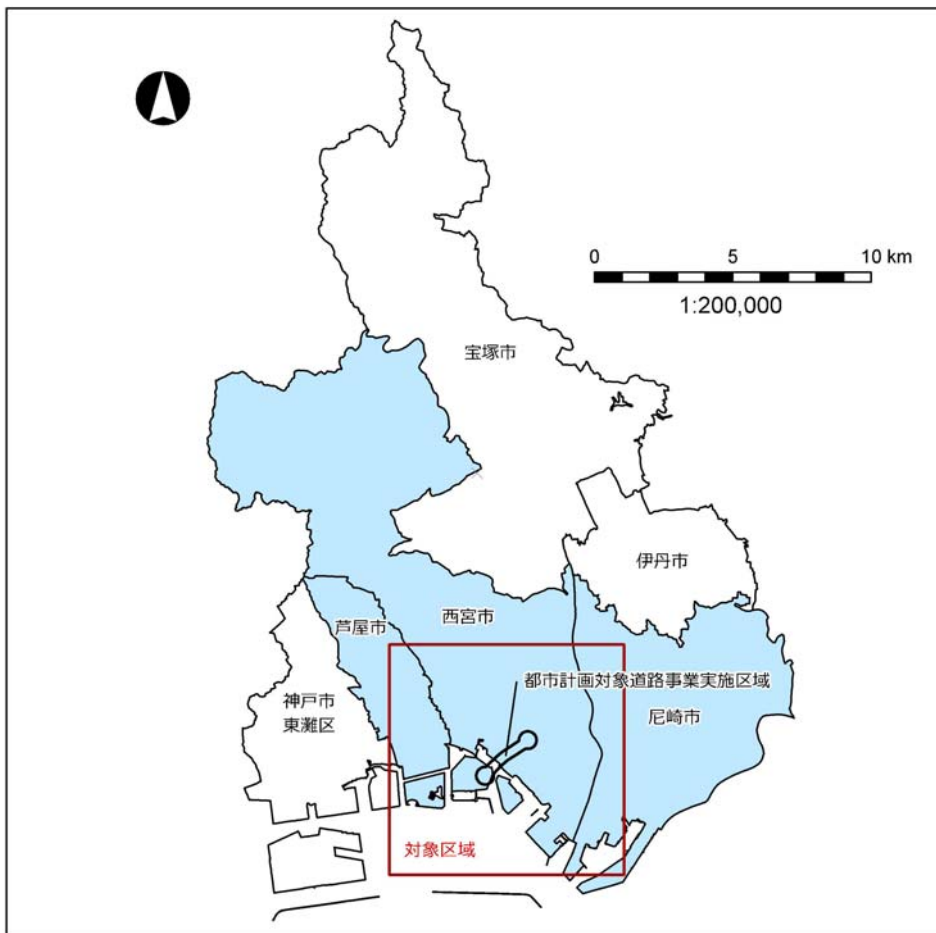


図2.1-1 対象区域図

2.1. 都市計画対象道路事業を実施するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類

都市計画対象道路事業の実施にあたり必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類は、表2.1-1に示すとおりである。

表2.1-1 都市計画対象道路事業の実施に必要な許認可等の種類

関係法令	適用区分
水質汚濁防止法	届出
瀬戸内海環境保全特別措置法	許可
土壌汚染対策法	届出
騒音規制法	届出
振動規制法	届出
景観法	届出
西宮市都市景観条例	届出
西宮市宮水保全条例	届出
環境の保全と創造に関する条例	届出
国土利用計画法	届出
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	届出
西宮市文化財保護条例	許可

2.2. 特別地域の分布状況

対象区域には、「環境影響評価に関する条例」(平成9年3月27日兵庫県条例第6号)第2条第3号に示す「特別地域」に該当する地域が含まれる。同条例別表第2に指定された特別地域の分布状況については、以下に示すとおりである。

2.2.1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)

第28条第1項の規定により設定された鳥獣保護区

対象区域には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号)第28条第1項の規定に基づく鳥獣保護区として、国指定の「浜甲子園鳥獣保護区(特別保護区含む)」、県指定の「夙川河口鳥獣保護区(特別保護区含む)」があるが、都市計画対象道路事業実施区域には含まれない。位置は図2.2-1に示すとおりである。

2.2.2. 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域

対象区域には、「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）第25条の規定に基づく保安林があるが、都市計画対象道路事業実施区域には含まれない。位置は図2.2-2に示すとおりである。

2.2.3. 自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園の区域

対象区域には、「自然公園法」（昭和32年6月1日法律第161号）第5条第1項の規定に基づく国立公園又は国定公園はない。

2.2.4. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年7月31日法律第103号）第6条第1項の規定により定められた同条第2項に規定する近郊緑地特別保全地区

対象区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和42年7月31日法律第103号）第5条第1項の規定に基づく近郊緑地保全区域及び第6条第1項の規定に基づく近郊緑地特別保全地区があるが、都市計画対象道路事業実施区域には含まれない。位置は図2.2-3に示すとおりである。

2.2.5. 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域及び同法8条第1項第7号の規定により定められた風致地区

対象区域には、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）第7条第1項の規定に基づく市街化調整区域及び同法第8条第1項第7号の規定に基づく風致地区があるが、都市計画対象道路事業実施区域には含まれない。位置は図2.2-4に示すとおりである。

2.2.6. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により市町村が定めた農業振興地域整備計画において定められた同条第2項第1号に規定する農用地区域

対象区域には、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の規定に基づく農用地区域はない。

2.2.7. 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域

対象区域には、「自然環境保全法」（昭和47年6月22日法律第85号）第14条第1項の規定に基づく原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定に基づく自然環境保全地域はない。

2.2.8. 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区

対象区域には「都市緑地法」（昭和48年9月1日法律第72号）第5条第1項及び第12条第1項の規定に基づく特別緑地保全地区があるが、都市計画対象道路事業実施区域には含まれない。位置は図2.2-5に示すとおりである。

2.2.9. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区

対象区域には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）第36条第1項の規定に基づく生息地等保護区はない。

2.2.10. 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域

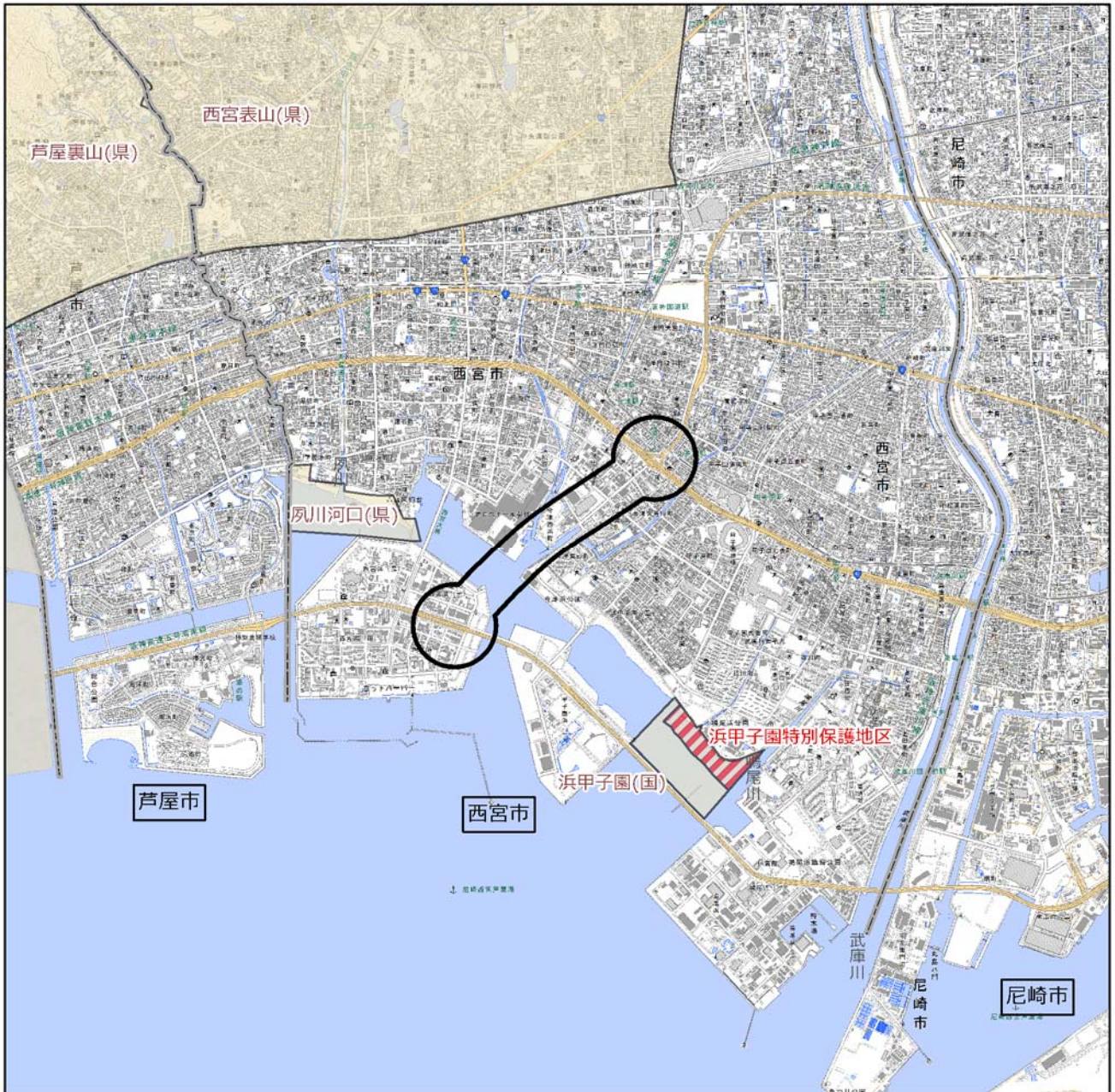
対象区域には「兵庫県立自然公園条例」（昭和38年兵庫県条例第80号）第3項1号の規定に基づく自然公園はない。

2.2.11. 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第89条第1項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第95条第1項の規定により指定された環境緑地保全地域、同条例第100条第1項の規定により指定された自然海浜保全地区及び同条例第104条第1項の規定により指定された指定野生動植物種保存地域

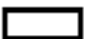


対象区域には「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年兵庫県条例第28号）第89条第1項、第95条第1項、第100条第1項及び第104条第1項の規定に基づく自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区及び指定野生動植物種保存地域はない。

2.2.12. 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域（同条例第9条第1項第1号に掲げる区域に限る。）

対象区域には「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（平成6年兵庫県条例第16号）第7条第1項の規定に基づく緑豊かな環境形成地域はない。



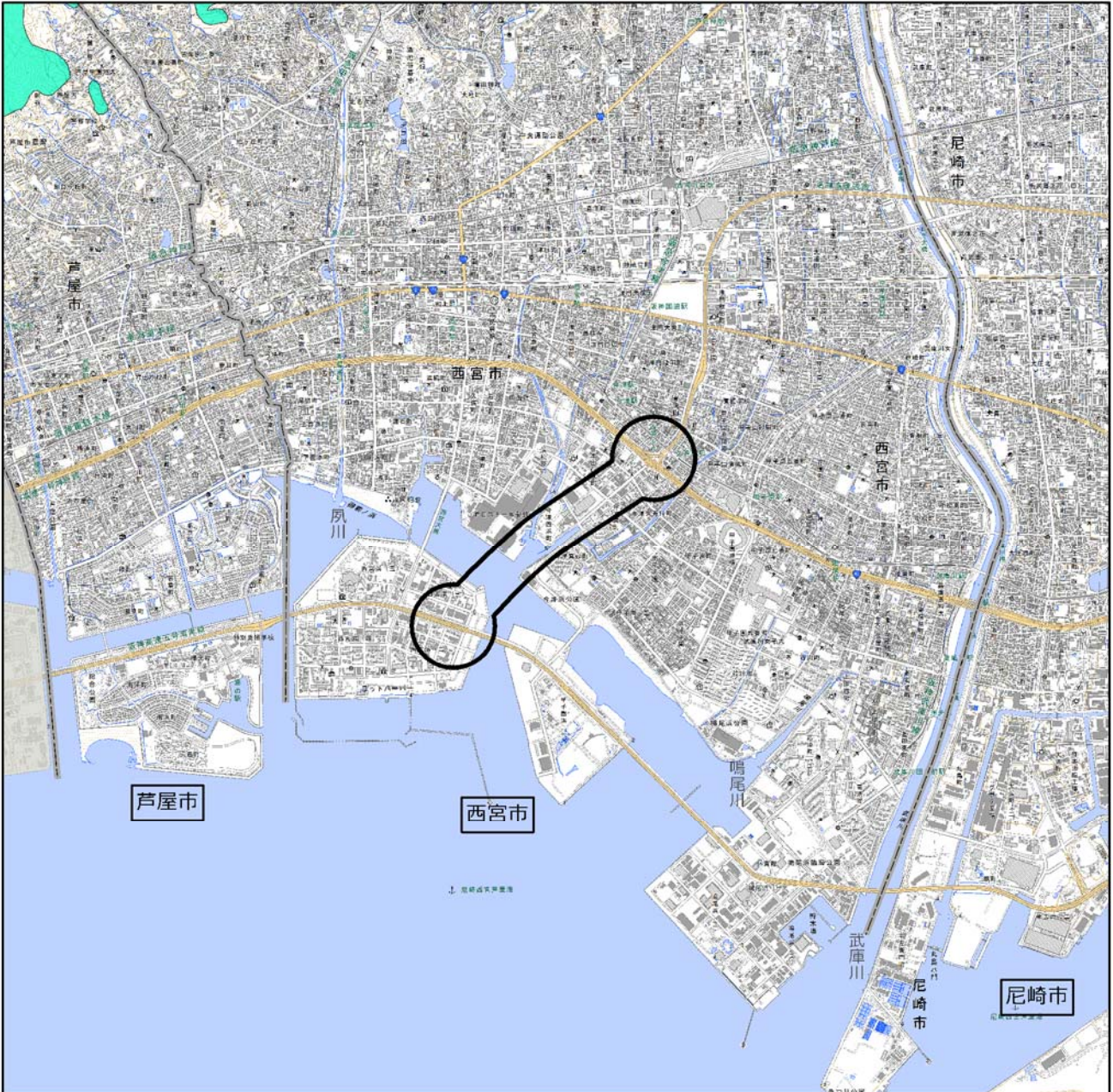
凡例

-  都市計画対象道路事業実施区域
-  特別保護地区
-  鳥獣保護区

出典)「兵庫県鳥獣保護区等位置図(平成29年度)」
(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)



図2.2-1 鳥獣保護区



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 保安林

出典) 「国土数値情報ダウンロードサービス」
(国土交通省ホームページ、平成30年7月現在)

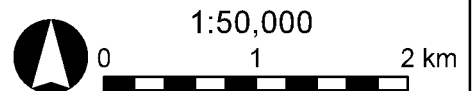
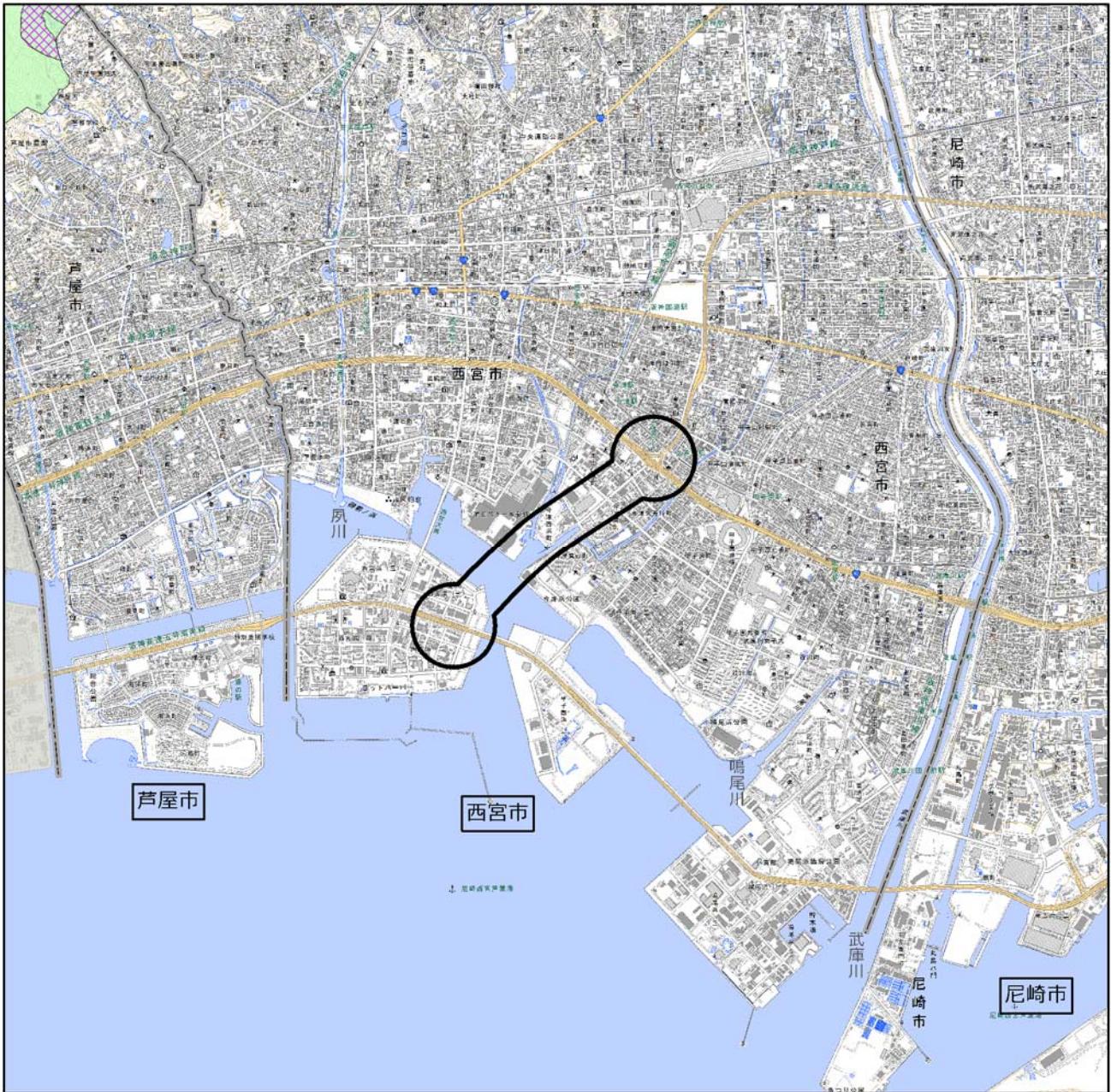


図2.2-2 保安林



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 尼崎・苦楽園近郊緑地特別保全地区
- 六甲近郊緑地保全区域

出典) 「国土数値情報ダウンロードサービス」
(国土交通省ホームページ、平成30年7月現在)

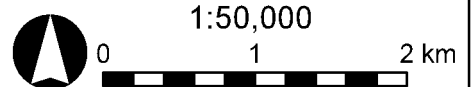
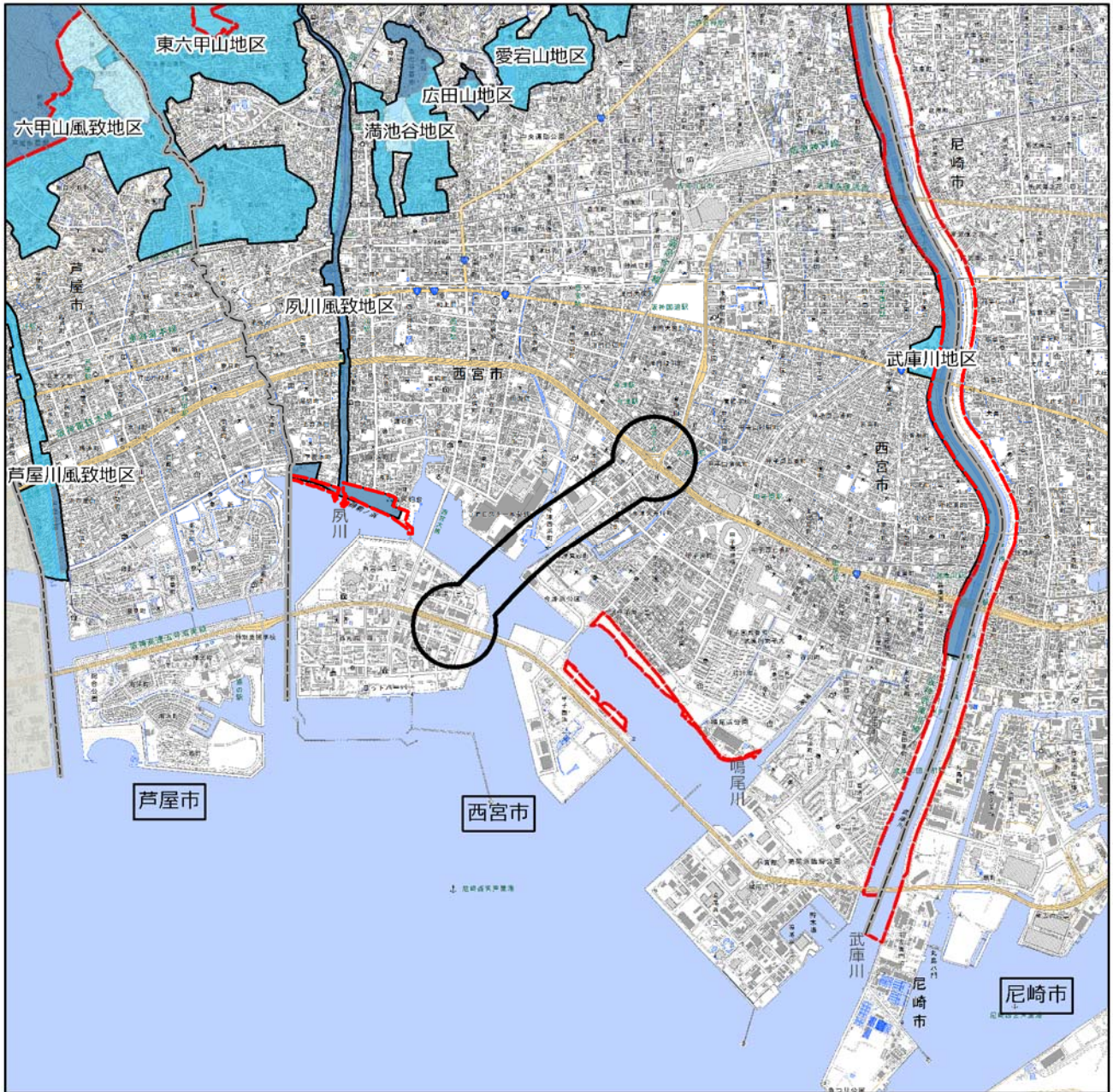


図2.2-3 近郊緑地保全地区



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 市街化調整区域
- 第1種風致地区
- 第2種風致地区
- 第3種風致地区

出典)「用途地域(建ぺい率・容積率など)の検索」
 (芦屋市ホームページ、平成30年7月現在)
 「にしのみやWebGIS」
 (西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
 「尼崎市 都市計画図・地形図」
 (尼崎市ホームページ、平成30年7月現在)

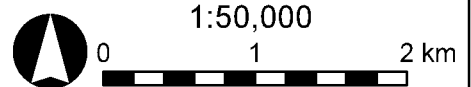
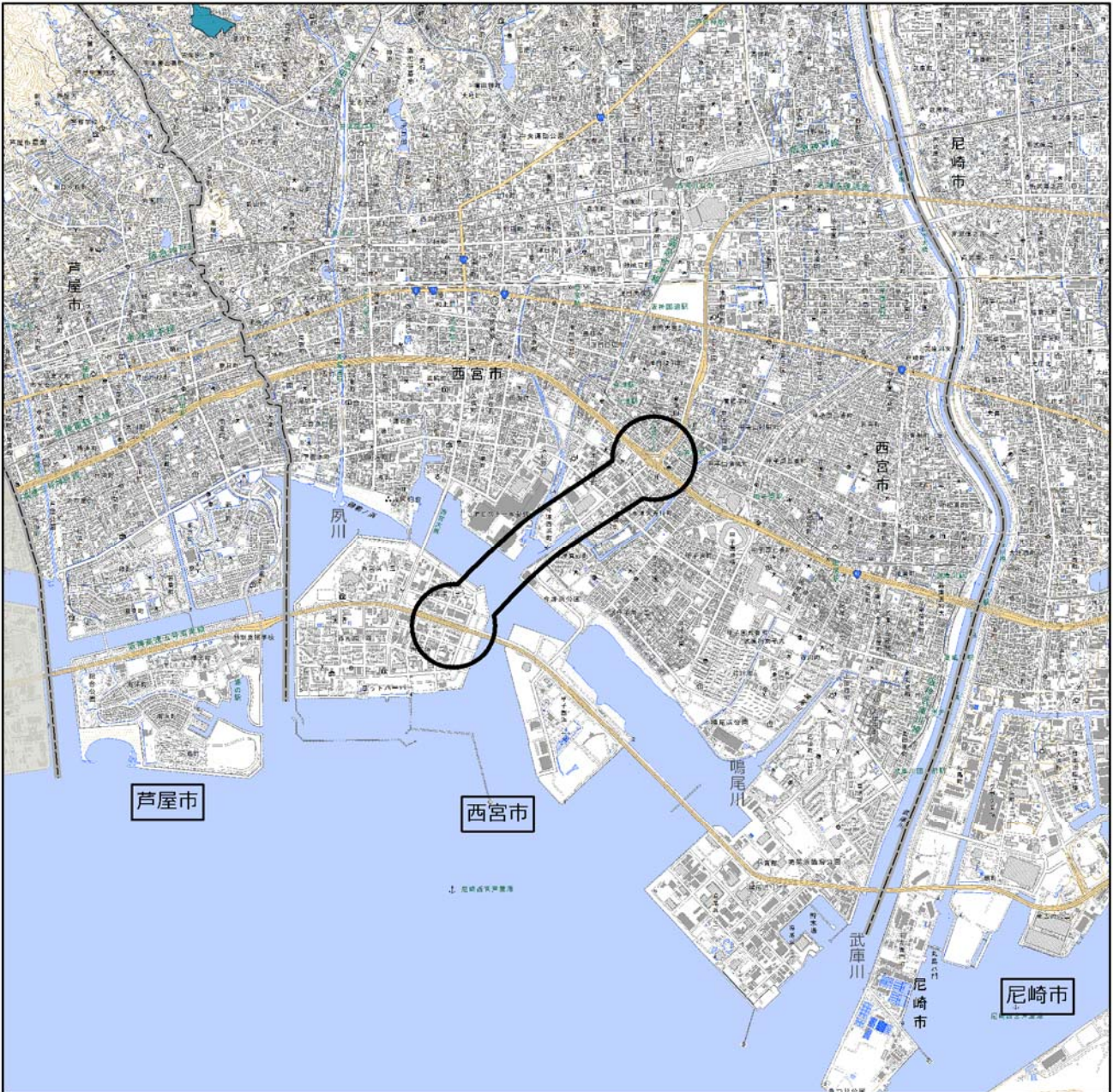


図2.2-4 市街化調整区域及び風致地区



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 角石特別緑地保全地区

出典) 「にしのみやWebGIS」
 (西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

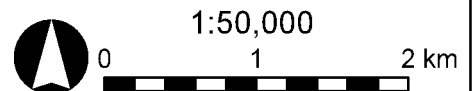


図2.2-5 特別緑地保全地区

2.3. 事前調査等の結果等

2.3.1. 事前調査等を委託した者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

委託先名称 : パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

委託先住所 : 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号

代表者の氏名 : 取締役本社長 山田 幹世

2.3.2. 事前調査の結果

対象区域における地域特性について、以下に取りまとめた。

(1) 社会的状況

1) 人口等

a. 人口及び産業の状況

ア. 人口の状況

西宮市、尼崎市、芦屋市の人口の状況は、表2.3-1に示すとおりであり、平成27年における人口は西宮市で487,850人、尼崎市で452,563人、芦屋市で95,350人である。

人口密度は、西宮市で4,880人/km²、尼崎市で8,923人/km²、芦屋市で5,162人/km²である。

また、西宮市、尼崎市、芦屋市の平成27年の平成17年に対する人口の比率は、それぞれ1.05、0.98、1.05であり、西宮市と芦屋市で増加、尼崎市で減少傾向にある。

表2.3-1 人口及び人口密度

自治体名	面積 (km ²)	上段：人口(人)、下段：人口密度(人/km ²)			人口増加率 (H27/H17)
		平成17年	平成22年	平成27年	
西宮市	99.96	465,337	482,640	487,850	1.05
		4,655	4,828	4,880	
尼崎市	50.72	462,647	453,748	452,563	0.98
		9,122	8,946	8,923	
芦屋市	18.47	90,590	93,238	95,350	1.05
		4,905	5,048	5,162	
兵庫県	8,400.96	5,590,601	5,588,133	5,534,800	0.99
		665	665	659	

注) 面積は平成28年1月現在の値、西宮市と芦屋市については一部境界未定のため、「平成23年全国市町村要覧」(総務省自治行政局)の数値を参考値として記載

出典) 「兵庫県統計書 平成17年」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

「兵庫県統計書 平成22年」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

「兵庫県統計書 平成27年」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

イ. 産業の状況

西宮市、尼崎市、芦屋市の産業別就業人口の状況は、表2.3-2に示すとおりであり、兵庫県全体と比べ、各市とも第一次産業の割合が低くなっている。

表2.3-2 産業別就業人口（平成27年）

項目 自治体名	就業者 (総数) (人)	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人口(人)	比率 (%)	人口(人)	比率 (%)	人口(人)	比率 (%)
西宮市	204,206	646	0.32	38,197	18.71	155,543	76.17
尼崎市	192,674	599	0.31	48,807	25.33	131,965	68.49
芦屋市	39,218	82	0.21	6,498	16.57	30,740	78.38
兵庫県	2,443,786	48,098	1.97	609,949	24.96	1,685,535	68.97

注) 1. 就業者（総数）には分類不能の産業も含むため、第1～3次産業就業者の合計とは一致しない。

2. 第1次産業: 農業、林業、漁業

第2次産業: 鉱業、建設業、製造業

第3次産業: 第1次産業、第2次産業及び分類不能の産業以外の産業

出典) 「兵庫県統計書 平成28年」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

b. 交通の状況

対象区域の主要な道路及び平成27年度交通量調査地点の位置は図2.3-1に、交通量は表2.3-3に示すとおりである。

主要な幹線道路としては、名神高速道路、高速大阪西宮線、高速湾岸線及び高速神戸西宮線、一般国道2号、一般国道43号などが存在する。

表2.3-3(1) 主要な道路における交通量

分類	路線名	番号	観測地点名	交通量(台)		
				測定時間の別	12時間	24時間
高速自動車国道	名神高速道路	1	～名神高速道路	24	37,189	51,969
	名神高速道路	2	名神高速道路～高速神戸西宮線西宮 IC	24	31,838	44,328
都市高速道路	高速大阪西宮線	3	尼崎市西本町6丁目	24	41,879	62,079
	高速大阪西宮線	4	尼崎市武庫川町1丁目	24	50,630	74,166
	高速大阪西宮線	5	西宮市池開町	24	40,572	59,898
	高速湾岸線	6	芦屋市陽光町	24	36,254	48,954
	高速湾岸線	7	西宮市西宮浜1丁目	24	34,868	47,302
	高速湾岸線	8	西宮市甲子園浜2丁目	24	39,642	53,405
	高速湾岸線	9	西宮市鳴尾浜1丁目	24	37,341	50,279
	高速湾岸線	10	西宮市高須町1丁目	24	40,536	54,351
	高速湾岸線	11	尼崎市西海岸町	24	48,143	64,162
	高速神戸西宮線	12	芦屋市平田北町	24	59,343	85,967
	高速神戸西宮線	13	西宮市川西町	24	67,529	97,498
	高速神戸西宮線	14	西宮市本町西宮市久保町	24	58,125	84,353
	高速神戸西宮線	15	西宮市池開町	24	40,572	59,898
一般国道	一般国道2号	16	尼崎市杭瀬北新町3丁目	24	23,556	33,401
	一般国道2号	17	西宮市津門大塚町	24	17,842	24,057
	一般国道2号	18	芦屋市楠木町	24	21,451	29,490
	一般国道43号	19	尼崎市東本町2丁目	24	40,881	60,127
	一般国道43号	20	芦屋市平田町	-	39,895	56,252
	一般国道171号	21	西宮市河原町	24	28,211	39,739
主要地方道	尼崎宝塚線	22	尼崎市稲葉元町2丁目	12	16,390	(22,127)
	尼崎宝塚線	23	尼崎市武庫之荘	24	19,531	27,409
	芦屋停車場線	24	芦屋市大原町	12	7,939	(10,400)
	西宮停車場線	25	-	-	2,506	3,133
	大沢西宮線	26	西宮市獅子ヶ口町十九	24	8,911	11,938
	大沢西宮線	27	西宮市南郷町	12	10,011	(13,315)
	大沢西宮線	28	西宮市神楽町	12	11,252	(14,965)

注) 1. 表中の番号は図2.3-1に対応している。

2. 平日の24時間交通量の調査時間は午前7時～翌日午前7時または午前0時～翌日午前0時まで、12時間交通量の調査時間は午前7時～午後7時までである。

3. ()は12時間交通調査地点での推計24時間交通量であり、昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて24時間交通量を推定している。

4. 観測地点名の「-」は調査を行っていないことを示す。斜字で示した交通量は推計量である。

出典) 「平成27年度道路交通センサスー全国道路交通情勢調査」(国土交通省、平成28年)

表2.3-3(2) 主要な道路における交通量

分類	路線名	番号	観測地点名	交通量(台)		
				測定時間の別	12時間	24時間
一般県道	西宮宝塚線	29	西宮市甲子園口北	12	13,817	(18,515)
	西宮宝塚線	30	西宮市並松町	12	13,672	(18,320)
	西宮宝塚線	31	西宮市樋ノ口町	12	13,701	(18,359)
	尼崎港崇徳院線	32	尼崎市大浜町1丁目	12	8,689	(11,383)
	尼崎港崇徳院線	33	尼崎市元浜町2丁目	12	6,491	(8,438)
	尼崎港崇徳院線	34	尼崎市大庄西町1丁目	12	10,837	(14,413)
	西宮港線	35	西宮市馬場町	12	7,441	(9,599)
	生瀬門戸荘線	36	西宮市神呪町	12	3,341	(4,276)
	浜甲子園甲子園口 停車場線	37	西宮市甲子園5番町	12	6,599	(8,579)
	甲子園尼崎線	38	尼崎市西高州町	12	10,631	(13,927)
	甲子園六湛寺線	39	西宮市津門住江町	12	12,557	(16,952)
	今津港津門大筒線	40	西宮市今津山中町	12	6,990	(9,087)
	奥山精道線	41	芦屋市山手町	24	3,744	4,677
	奥山精道線	42	芦屋市業平町	12	4,515	(5,779)
	奥山精道線	43	芦屋市業平町公光町	12	2,304	(2,926)
	芦屋鳴尾浜線	44	芦屋市海洋町	12	8,761	(11,565)
	芦屋鳴尾浜線	45	西宮市甲子園浜1丁目	24	8,955	12,088
	西宮豊中線	46	西宮市神祇官町	12	8,735	(11,443)
	西宮豊中線	47	-	-	-	-
	西宮豊中線	48	西宮市松山町	12	5,051	(6,516)
	西宮豊中線	49	尼崎市南武庫之荘6丁目	12	5,431	(7,006)
西宮豊中線	50	尼崎市富松町2丁目	12	8,013	(10,497)	
東灘芦屋線	51	芦屋市陽光町	12	6,354	(8,260)	

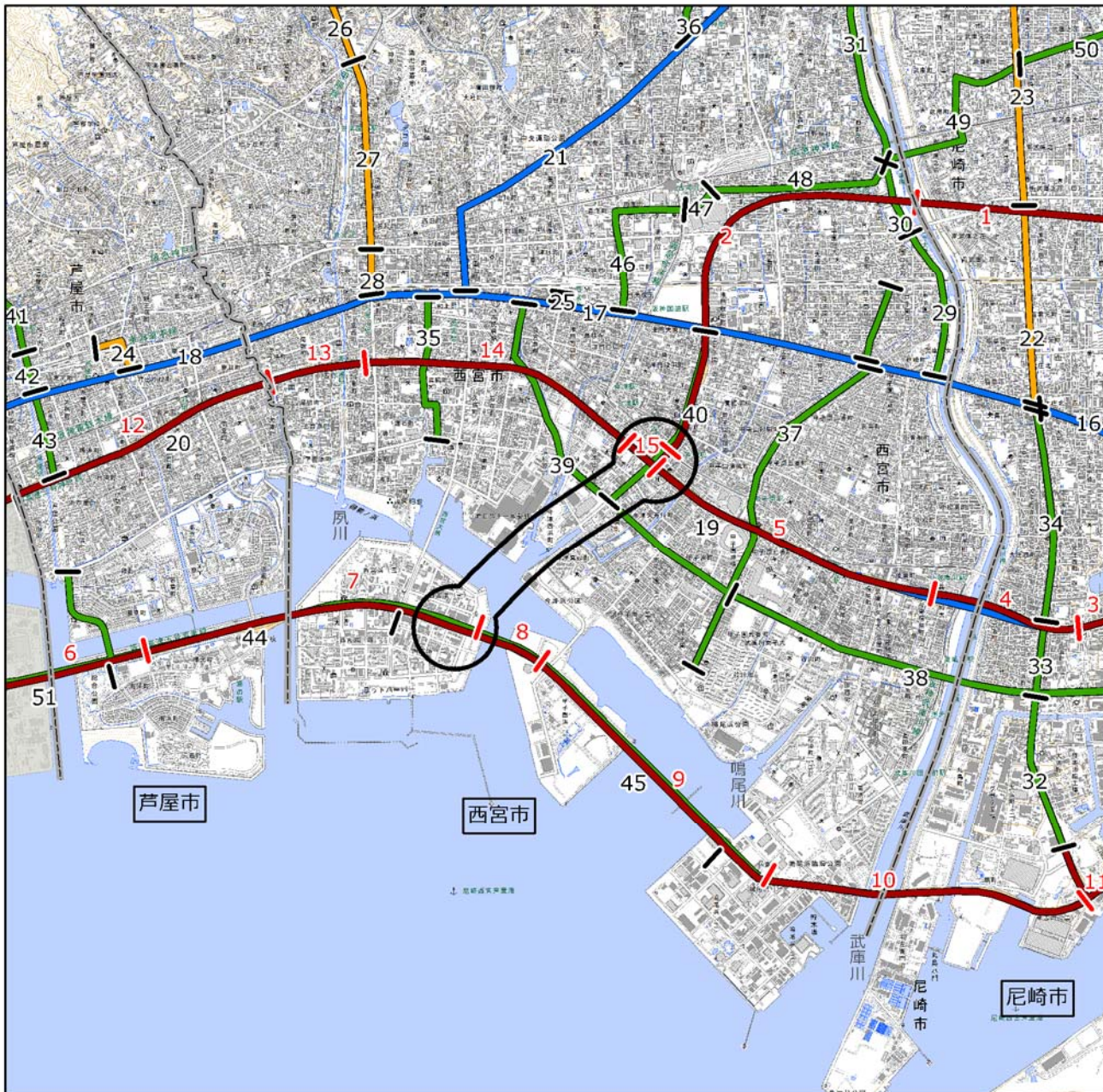
注) 1. 表中の番号は図2.3-1に対応している。

2. 平日の24時間交通量の調査時間は午前7時～翌日午前7時または午前0時～翌日午前0時まで、12時間交通量の調査時間は午前7時～午後7時までである。

3. ()は12時間交通調査地点での推計24時間交通量であり、昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて24時間交通量を推定している。

4. 観測地点名の「-」は調査を行っていないことを示す。斜字で示した交通量は推計量である。

出典) 「平成27年度道路交通センサスー全国道路交通情勢調査」(国土交通省、平成28年)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 高速自動車国道・都市高速道路
- 主要地方道
- 一般国道
- 一般県道
- 調査基本区間端(高速自動車国道・都市高速道路)
- 調査基本区間端(主要地方道・一般国道・一般県道)

出典) 「平成27年度道路交通センサスー全国道路交通情勢調査」(国土交通省、平成28年)



1:50,000

0 1 2 km

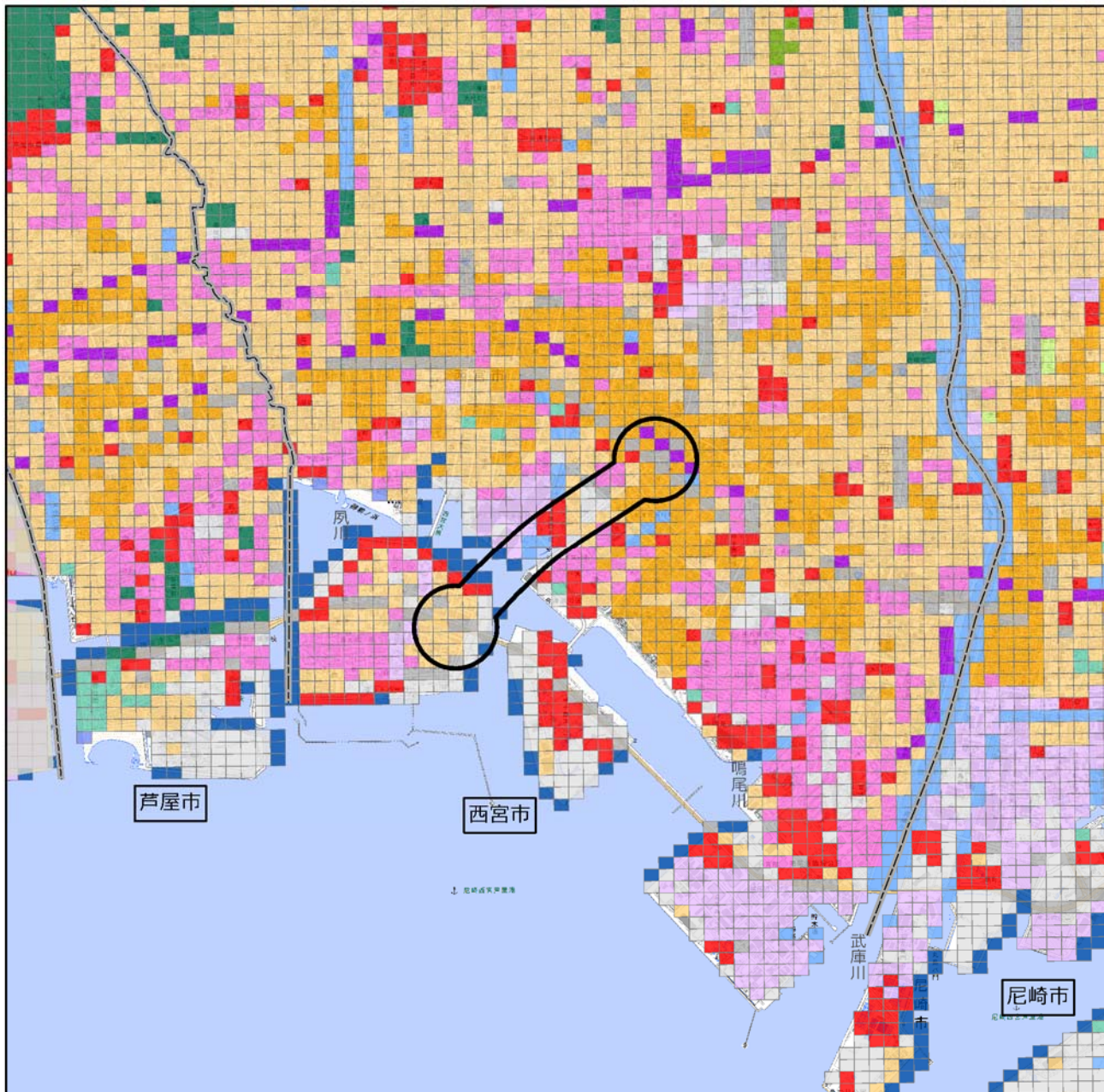
図2.3-1 主要な道路及び交通量調査地点

c. 土地利用の状況

ア. 土地利用の現況

対象区域の土地利用の現況は、図2.3-2に示すとおりである。

対象区域の大部分は低層建物として利用されており、沿岸部は高層建物及び公共施設等用地として利用されている。



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 田
- その他農用地
- 森林
- 高層建物
- 工場
- 低層建物
- 低層建物(密集地)
- 道路
- 鉄道
- 公共施設等用地
- 空地
- 公園・緑地
- 河川地及び湖沼
- 海浜
- 海水域

出典) 「国土数値情報ダウンロードサービス」
(国土交通省ホームページ、平成30年7月現在)

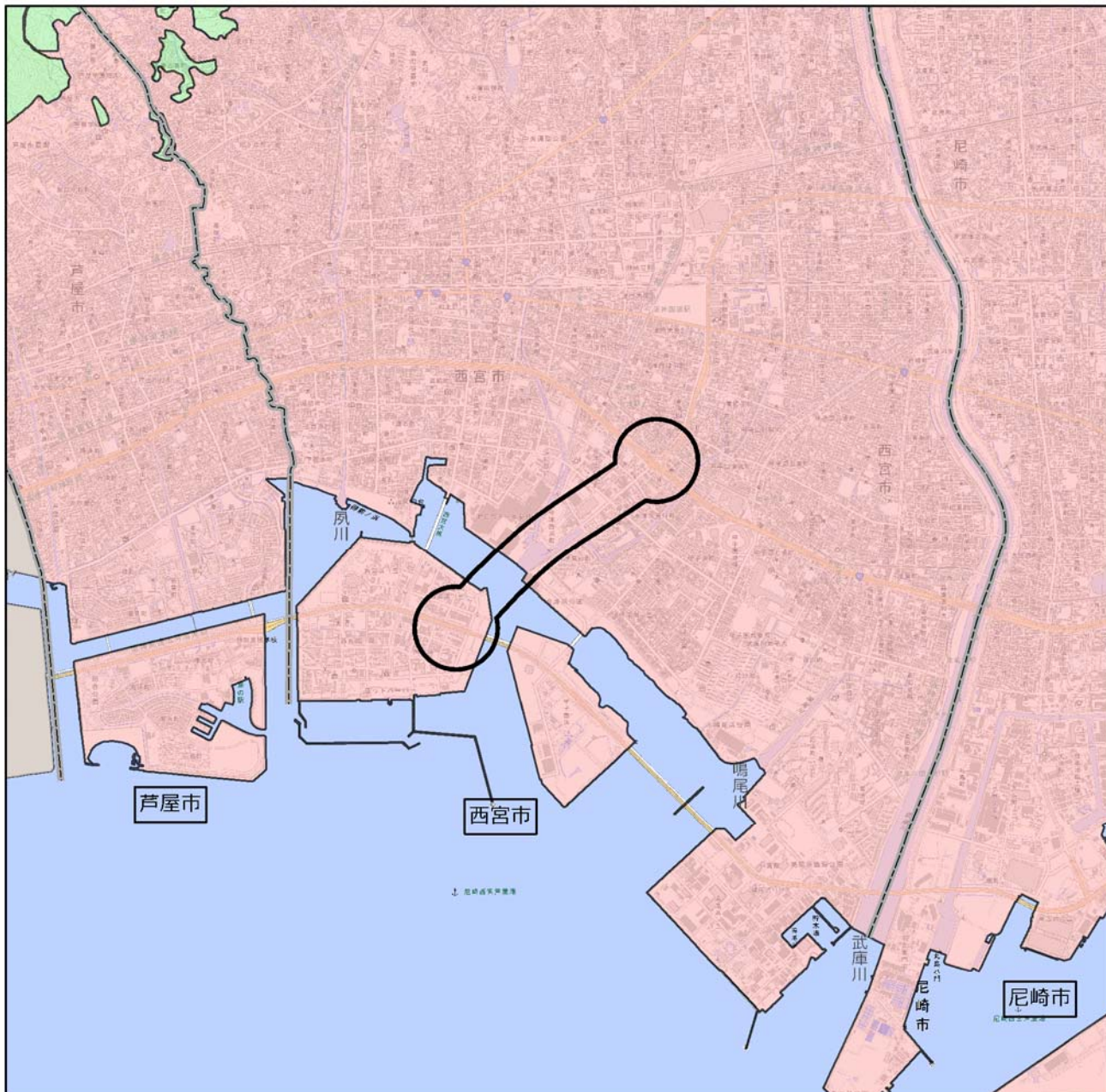


図2.3-2 土地利用現況図


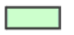

イ. 土地利用計画の状況

「国土利用計画法」（昭和49年6月25日法律第92号）に基づく、対象区域の土地利用計画図は、図2.3-3に示すとおりである。

対象区域は、西宮市、芦屋市の六甲山地が森林地域に、それ以外の全域が都市地域に指定されている。



凡例

-  都市計画対象道路事業実施区域
-  森林地域
-  都市地域

出典) 「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」
 (国土交通省ホームページ、平成30年7月現在)

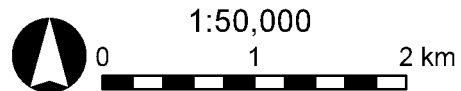


図2.3-3 土地利用計画図

d. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

ア. 河川、湖沼及び海域の利用の状況

I. 河川水の利用状況

対象区域において、河川からの取水地点はない。

II. 漁業としての海域及び河川の利用状況

対象区域には、海水面漁業権及び河川等の内水面の漁業権は設定されていない。

イ. 地下水の利用の状況

「水道事業の概要」（西宮市ホームページ、平成30年7月現在）によると、西宮市の一部では鳴尾浄水場内の井戸を水源として水道水を供給している。平成28年度の鳴尾浄水場における取水量は1,911,180^m³であった。また、「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成28年度版）」（環境省ホームページ、平成30年7月現在）の「工業用水法第24条の規定に基づく井戸使用状況報告」によると、平成28年度の地下水の採取量は西宮市で1,997^m³、尼崎市で376^m³となっている。

対象区域には、宮水と呼ばれる酒造に適した地下水が存在している。また、宮水が存在する地域は宮水地帯と呼ばれている。宮水地帯の井戸の水面は地表からわずか2～3mのところであり、海水面とほとんど変わらないため、海水浸透の影響を受けやすく、近代化の過程で数度の縮小及び縮小の危機に見舞われている。現在に至るまでに付近の開発は進んだものの、各種の土木建設工事の際には、帯水層や水脈を壊さぬよう細心の注意がはらわれている。

e. 学校、病院及びその他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

ア. 学校、病院及びその他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象区域の環境保全についての配慮が特に必要な施設は表2.3-4に、位置図は図2.3-4に示すとおりである。

都市計画対象道路事業実施区域には、小学校、保育所、病院、高齢者福祉施設が存在する。

表2.3-4(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（幼稚園、こども園）

分類	番号	名称	分類	番号	名称	
幼稚園	1	私立芦屋大学附属幼稚園	幼稚園	37	小松幼稚園	
	2	朝日ヶ丘幼稚園		38	私立花園幼稚園	
	3	岩園幼稚園		39	南甲子園幼稚園	
	4	私立芦屋甲陽幼稚園		40	私立浜甲子園健康幼稚園	
	5	私立芦屋みどり幼稚園		41	私立光明幼稚園	
	6	小槌幼稚園		42	私立松風幼稚園	
	7	精道幼稚園		43	私立武庫川女子大学附属幼稚園	
	8	宮川幼稚園		44	私立西光幼稚園	
	9	伊勢幼稚園		45	鳴尾東幼稚園	
	10	潮見幼稚園		46	高須西幼稚園	
	11	越木岩幼稚園		47	私立甲子園口幼稚園	
	12	私立夙川学院短期大学付属幼稚園		48	私立睦幼稚園	
	13	夙川幼稚園		49	私立いるか幼稚園	
	14	神戸海星女子学院マリア		50	私立みこころ幼稚園	
	15	大社幼稚園		51	私立武庫之荘幼稚園	
	16	私立広田幼稚園		52	市立大島幼稚園	
	17	私立すずらん幼稚園		53	市立大庄幼稚園	
	18	高木幼稚園		54	私立みのり幼稚園	
	19	私立西宮公同幼稚園		認定こども園	1	私立認定こども園愛光幼稚園
	20	私立阪急幼稚園			2	私立認定こども園あすのこども園
	21	私立和光幼稚園			3	私立認定こども園しおさいこども園
	22	私立みそら幼稚園			4	ニコニコ桜夙水園
	23	私立松秀幼稚園			5	ニコニコ桜保育園
	24	私立安井幼稚園			6	善照マイトレーヤ認定こども園
	25	付属あおぞら幼稚園	7		西宮 YMCA 保育園	
	26	瓦木幼稚園	8		なぎさ保育園	
	27	私立甲子園学院幼稚園	9		幸和園保育所	
	28	私立こぼと幼稚園	10		幸和園保育所南園	
	29	浜脇幼稚園	11		西宮つとがわ YMCA 保育園	
	30	私立香櫨園幼稚園	12		みどり園保育所	
	31	用海幼稚園	13		甲子園子ども学舎	
	32	私立こひつじ幼稚園	14		日野の森こども園	
	33	春風幼稚園	15		私立むこがわ幼稚園	
	34	私立つぼみ幼稚園	16		私立上甲子園幼稚園	
	35	私立甲子園二葉幼稚園	17		西宮セリジェ保育園	
	36	私立甲子園東幼稚園	18		武庫愛の園幼稚園	

注) 表中の分類及び番号は図2.3-4(1)、図2.3-4(2)に対応している。

出典) 「西宮市ホームページ」(平成30年7月現在)、「尼崎市ホームページ」(平成30年7月現在)

「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)

表2.3-4(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(学校、図書館)

分類	番号	名称	分類	番号	名称	
小学校	1	朝日ヶ丘小学校	中学校	5	大社中学校	
	2	岩園小学校		6	平木中学校	
	3	精道小学校		7	瓦木中学校	
	4	宮川小学校		8	深津中学校	
	5	打出浜小学校		9	浜脇中学校	
	6	潮見小学校		10	私立甲陽学院中学校	
	7	浜風小学校		11	今津中学校	
	8	神原小学校		12	上甲子園中学校	
	9	北夙川小学校		13	学文中学校	
	10	夙川小学校		14	鳴尾中学校	
	11	広田小学校		15	真砂中学校	
	12	高木北小学校		16	浜甲子園中学校	
	13	高木小学校		17	私立武庫川女子大付属中学校	
	14	瓦林小学校		18	高須中学校	
	15	瓦木小学校		19	鳴尾南中学校	
	16	平木小学校		20	西宮浜中学校	
	17	大社小学校		21	南武庫之荘中学校	
	18	安井小学校		高等学校	1	芦屋学園高等学校
	19	香櫨園小学校			2	県立芦屋高等学校
	20	浜脇小学校			3	県立国際高等学校
	21	用海小学校			4	市立西宮高等学校
	22	深津小学校	5		甲子園学院高等学校	
	23	甲子園学院小学校	6		県立西宮香風高等学校	
	24	上甲子園小学校	7		県立西宮今津高等学校	
	25	津門小学校	8		県立鳴尾高等学校	
	26	春風小学校	9		市立西宮東高等学校	
	27	今津小学校	10		私立武庫川女子大付属高等学校	
	28	鳴尾北小学校	11		県立西宮南高等学校	
	29	小松小学校	12		県立尼崎西高等学校	
	30	鳴尾小学校	大学	1	芦屋学園短期大学	
	31	南甲子園小学校		2	芦屋大学	
	32	甲子園浜小学校		3	海技大学校	
	33	鳴尾東小学校		4	大手前大学	
	34	高須西小学校		5	甲子園短期大学	
	35	高須小学校		6	武庫川女子大学上甲子園キャンパス	
	36	西宮浜小学校		7	兵庫医科大学	
	37	武庫南小学校		8	武庫川女子大学	
	38	水堂小学校		9	武庫川女子短期大学	
	39	大島小学校		10	武庫川女子大学薬学部	
	40	成文小学校	特別支援学校	1	県立芦屋特別支援学校	
	41	大庄小学校		2	市立西宮養護学校	
中学校	1	私立芦屋学園中学校	図書館	1	芦屋市立図書館	
	2	精道中学校		2	西宮市立北口図書館	
	3	県立芦屋国際中等教育学校		3	西宮市立中央図書館	
	4	潮見中学校		4	鳴尾図書館	

注) 表中の分類及び番号は図2.3-4(3)、図2.3-4(4)に対応している。

出典) 「西宮市ホームページ」(平成30年7月現在)

「尼崎市ホームページ」(平成30年7月現在)

「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)

「兵庫県内公共図書館」(兵庫県立図書館ホームページ、平成30年7月現在)

表2. 3-4(3) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(保育所)

分類	番号	名称	番号	名称
保育所	1	HANA 保育園	36	いろえんぴつ
	2	あゆみ保育園	37	市立北夙川保育所
	3	市立岩園保育所	38	夙川夢保育園
	4	山手夢保育園	39	そらいろ保育ルーム
	5	チャイルドハート保育園サロン芦屋園	40	アイリスプライベートスクール・ピクニック
	6	芦屋キッズアカデミー	41	アイリスプライベートスクール・夙川いぶき保育園
	7	おうち de 保育ステラプリスクール芦屋	42	チャイルドスクール 苦楽園
	8	芦屋キンダーガルデン STEPS	43	月影保育所
	9	JR 芦屋キッズルーム	44	Pre School
	10	ニチイキッズ芦屋保育園	45	チャイルドケアハウス トット
	11	さくら保育園	46	げんき保育園 西宮北口園
	12	茶屋保育園	47	MAMA & KIDS 門戸園
	13	みのり保育園芦屋	48	つぼみの子保育園
	14	芦屋市シルバー人材センターキッズサポートまつぼっくり	49	なでしこ保育園
	15	ポピンズ小規模保育園芦屋	50	MAMA & KIDS
	16	キンダーキッズインターナショナルスクール芦屋校	51	市立上之町保育所
	17	びーすらんど	52	むしっこ保育園 みつばち
	18	茶屋芦屋保育園	53	むしっこ保育園 ちょうちょ
	19	市立精道保育所	54	むしっこ保育園 てんとうむし
	20	あゆみ SEIDO 保育園	55	リツナーサリー保育園
	21	茶屋呉川保育園	56	一麦保育園
	22	モンテッソーリ幼児教室芦屋こどもの家	57	キンダーキッズインターナショナルスクール西宮校
	23	市立打出保育所	58	カンターチェこども音楽園
	24	芦屋こぼと保育園	59	はま保育園
	25	芦屋こぼとぼっぼ保育園	60	市立大社保育所
	26	キッズランドきらきら	61	アイリスプライベートスクール・ミルティエユ
	27	蓮美幼児学園芦屋打出プリメール	62	つぼみ夢保育園
	28	夢咲保育園	63	西宮インターナショナルスクール
	29	市立大東保育所	64	東京インターナショナルスクール 夙川キンダーガーデン
	30	市立新浜保育所	65	みんなげんき松ヶ丘虹っ子保育所
	31	市立緑保育所	66	保育所ちびっこランド夙川園
	32	エムアイピースオアシア	67	夙川プリスクール
	33	アイリスプライベートスクール・ルミエール	68	善照そよかぜ保育園
	34	のぞみ夢保育園	69	西宮幼児アカデミー保育園
	35	KidsRoom くまま	70	ピッコロ保育ルーム 夙川

注) 表中の分類及び番号は図2. 3-4(5)に対応している。

出典) 「西宮市ホームページ」(平成30年7月現在)

「尼崎市ホームページ」(平成30年7月現在)

「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)

表2. 3-4(4) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(保育所)

分類	番号	名称	番号	名称
保育所	71	保育ルーム木の実	106	夙川さくらんぼ保育園
	72	ファミリアプリスクール夙川	107	保育ルームほほえみ
	73	すくすく保育わたなべ	108	保育ルーム菜のはな
	74	保育所かたつむりランド西宮園	109	保育園 パステルのおうち こぐま
	75	すまいるほいくえん	110	保育園 パステルのおうち こりす
	76	子育て支援工房にここ	111	チャイルドハート保育サロン さくら夙川園
	77	はらっぱ保育所	112	安井保育園
	78	小さなはらっぱ	113	夙川さくら保育園
	79	保育ルーム うさぎたんぼぼ	114	夙川 森のほいくえん
	80	コナミスポーツクラブ本店西宮アネックス	115	安井ゆりの花保育園
	81	保育ルームひだまり	116	すくすく ほがらか
	82	ポレ・ポレ西宮北口ルーム	117	ピッコロ保育ルーム 西宮
	83	託児保育園 いち・にの・SUN	118	市立津門保育所
	84	小規模保育園ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ	119	まつぼっくり保育園
	85	ぎんが保育ルーム	120	市立瓦木みのり保育所
	86	ハートフル・ママ西宮北口園	121	甲子園口ほんわか保育園
	87	なごみ保育園	122	ヒーローズにしのみや保育園
	88	やまと保育園	123	市立鳴尾北保育所
	89	西北夢保育園	124	市立朝日愛児館
	90	西宮山水保育園	125	ハンニシゆとり保育園
	91	市立瓦木北保育所	126	キャンディ&クッキー
	92	子育て園 ぼかぼか つくし園	127	めばえの子保育園
	93	Baby-bee	128	保育園 パステルの森
	94	マザーシップ西宮北口保育園	129	インターナショナルプリスクール ブルードルフィンズ
	95	西北セリジェ保育園	130	おおぞら園
	96	にじの森保育園 西宮北口	131	関西インターナショナルスクール芦屋校
	97	にじの森保育園 西宮デュオ	132	森下家庭保育所
	98	市立芦原保育所	133	市立建石保育所
	99	コスモチャイルド保育園西宮園	134	西宮こもれびキンダーガーデン
	100	マーヤ保育園	135	西宮わたなべ前浜保育所
101	スマイル保育園	136	市立浜脇保育所	
102	芦原むつみ保育所	137	かえで保育園	
103	チャイルドフレンズミュウミュウ	138	ゆめっこ保育園	
104	チャイルドルームこどもの森	139	用海山水保育園	
105	インターナショナルスクール TREE HOUSE 夙川	140	市立用海保育所	

注) 表中の分類及び番号は図2. 3-4(5)に対応している。

出典) 「西宮市ホームページ」(平成30年7月現在)

「尼崎市ホームページ」(平成30年7月現在)

「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)

表2. 3-4(5) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(保育所)

分類	番号	名称	番号	名称
保育所	141	コスモチャイルド保育園西宮今津園	168	市立高須西保育所
	142	市立今津南保育所	169	市立鳴尾東保育所
	143	ゆめっこわかば保育園	170	市立高須東保育所
	144	市立今津文協保育所	171	くるみキッズルームこうしえん
	145	保育所ちびっこランド甲子園	172	パドマ保育園
	146	モモキッズ保育ルーム甲子園	173	みんなげんき虹っ子保育所
	147	プリモ保育園	174	モンテッソーリ教育 さち・子どもの家
	148	市立小松朝日保育所	175	保育ルームまっきー
	149	小規模保育施設 りんごさくらんぼ	176	ドレミ保育園 武庫川団地
	150	市立学文殿保育所	177	うるま保育園
	151	どんぐりルーム甲子園	178	潮保育園分園
	152	PERA PERA SCHOOL	179	武庫まつのみ保育園
	153	保育所ちびっこランド西宮今津園	180	市立武庫南保育所
	154	ちどり保育園	181	むこっこ保育園
	155	保育ルームバンビ	182	博栄保育園
	156	コペル保育園	183	きらきら保育園南武庫之荘園
	157	たけのこ保育所	184	武庫コリス保育園
	158	西宮夢保育園	185	コスモチャイルド保育園
	159	保育ルームおひさま	186	市立南武庫之荘保育所
	160	ラビキッズワールドららぽーと保育園	187	市立水堂保育所
	161	中田家庭保育所	188	サカエ保育園
	162	都市型保育園ポポラー兵庫武庫川園	189	ゆりかご保育園
	163	武庫川女子大学附属保育園	190	おおしま保育園
	164	市立鳴尾保育所	191	いるか保育園
	165	ほいく Room ベビーローズ	192	大島南保育園
	166	市立浜甲子園保育所	193	武庫川乳児保育所
	167	キッズルーム アリス甲子園	194	市立元浜保育所

注) 表中の分類及び番号は図2. 3-4(5)に対応している。

出典) 「西宮市ホームページ」(平成30年7月現在)

「尼崎市ホームページ」(平成30年7月現在)

「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)

表2.3-4(6) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(病院)

分類	番号	名称
病院	1	市立芦屋病院
	2	芦屋セントマリア病院
	3	医療法人昭圭会南芦屋浜病院
	4	西宮市立中央病院
	5	西宮渡辺病院
	6	医療法人敬愛会西宮敬愛会病院
	7	三好病院
	8	笹生病院
	9	兵庫県立西宮病院
	10	社会医療法人渡邊高記念会西宮渡辺心臓・血管センター
	11	坂上田病院
	12	西宮協立脳神経外科病院
	13	谷向病院
	14	西宮回生病院
	15	明和病院
	16	兵庫医科大学病院
	17	西宮すなご医療福祉センター
	18	布谷整形外科病院
	19	医療法人協和会協和マリナホスピタル
	20	西武庫病院
	21	尼崎医療生協病院
	22	独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院
	23	医療法人純徳会田中病院

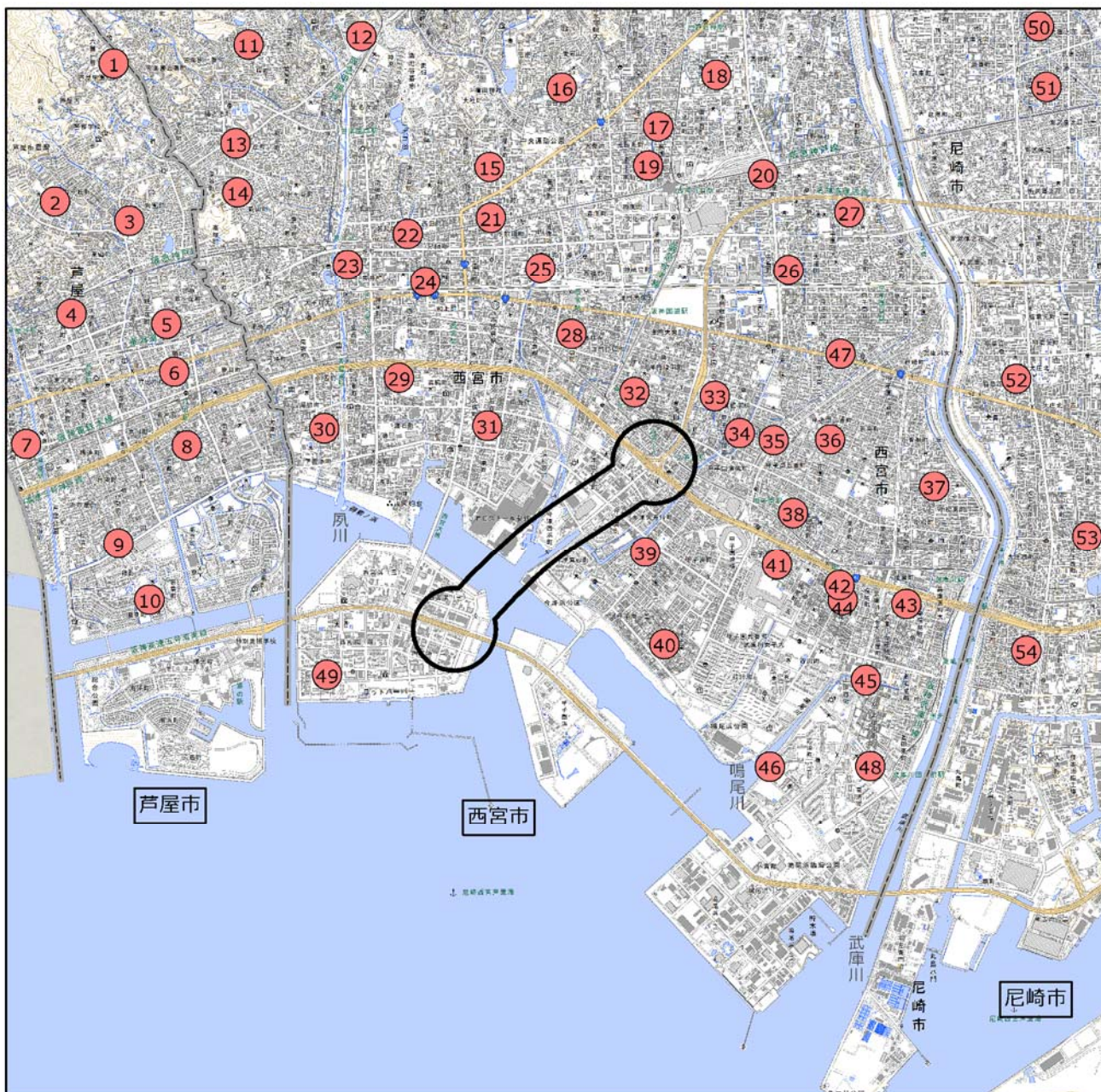
注) 表中の分類及び番号は図2.3-4(6)に対応している。

出典) 「兵庫県病院名簿」(兵庫県健康福祉部健康局医務課、平成29年)


表2.3-4(7) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(高齢者福祉施設)


分類	番号	名称	番号	名称
高齢者福祉施設	1	あしや聖徳園	41	介護付有料老人ホーム「やすらぎ」
	2	和風園	42	メヌエット
	3	芦屋アラベラの家(特別養護老人ホーム)	43	メヌエット東館
	4	芦屋アラベラの家(地域密着型)	44	メディカルホームグランダ香櫨園
	5	芦屋アラベラの家(外部サービス利用型)	45	ハートケア西宮わたなべ
	6	ロングライフ芦屋	46	ジョイフルホーム
	7	Les 芦屋	47	くすのきコート
	8	Les 芦屋	48	グランダ甲子園式番館
	9	芦屋ブーケの里	49	メディカルホームくらら甲子園
	10	エルホーム芦屋	50	グランダ甲子園
	11	エルステイ芦屋	51	まどか武庫川
	12	エルライフ芦屋	52	有料老人ホーム西宮ひまわり
	13	あしや喜楽苑	53	いまづ聖徳園
	14	エイールあしや	54	ケアハウス愛和
	15	愛しや(介護老人保健施設)	55	ローズガーデン甲子園(特別養護老人ホーム)
	16	愛しや(特別養護老人ホーム)	56	ローズガーデン甲子園(軽費老人ホーム)
	17	陽光苑	57	シルバーコースト甲子園
	18	さくらの園	58	第2シルバーコースト甲子園
	19	シニアライフコート潮芦屋「やすらぎ」	59	アリス甲子園
	20	マイライフ芦屋	60	西宮恵泉
	21	ザ・レジデンス芦屋スイートケア	61	西宮恵泉
	22	ロングライフ苦楽園芦屋別邸	62	チャームスイート西宮浜
	23	寿園	63	ウエルハウス西宮
	24	すこやかケア西宮	64	ウエルライフ西宮
	25	シルバーリビング西宮	65	アクアマリーン西宮浜
	26	ベストライフ西宮	66	武庫之荘さくら北棟
	27	ベルパージュ西宮北口	67	武庫之荘さくら南棟
	28	グランダ夙川東	68	武庫之荘
	29	グランダ夙川	69	Win Hill 武庫之荘
	30	シルバートピア西宮	70	武庫之荘ホール
	31	西宮すみれビレッジ	71	尼崎医療生協 介護老人保健施設ひだまりの里
	32	清和香櫨園	72	ハート・ピア尼崎
	33	チェリッシュホーム	73	介護付有料老人ホームうさぎの里
	34	あじさいコート	74	サンホームあまがさき(特別養護老人ホーム)
	35	高橋内科循環器科クリニック	75	サンホームあまがさき(軽費老人ホーム)
	36	三好病院	76	サンホーム大庄西
	37	介護老人保健施設サン	77	サンシャインコート稲葉荘
	38	ロングライフ甲子園口	78	サンプラザ平成
	39	シルバーロイヤル甲子園口	79	ラウレート
	40	SOMPOケア ラヴィーレ西宮		

注) 表中の分類及び番号は、図2.3-4(7)に対応している。
出典) 「兵庫県ホームページ」(平成30年7月現在)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 幼稚園

出典) 「西宮市ホームページ」 (平成30年7月現在)

「尼崎市ホームページ」 (平成30年7月現在)

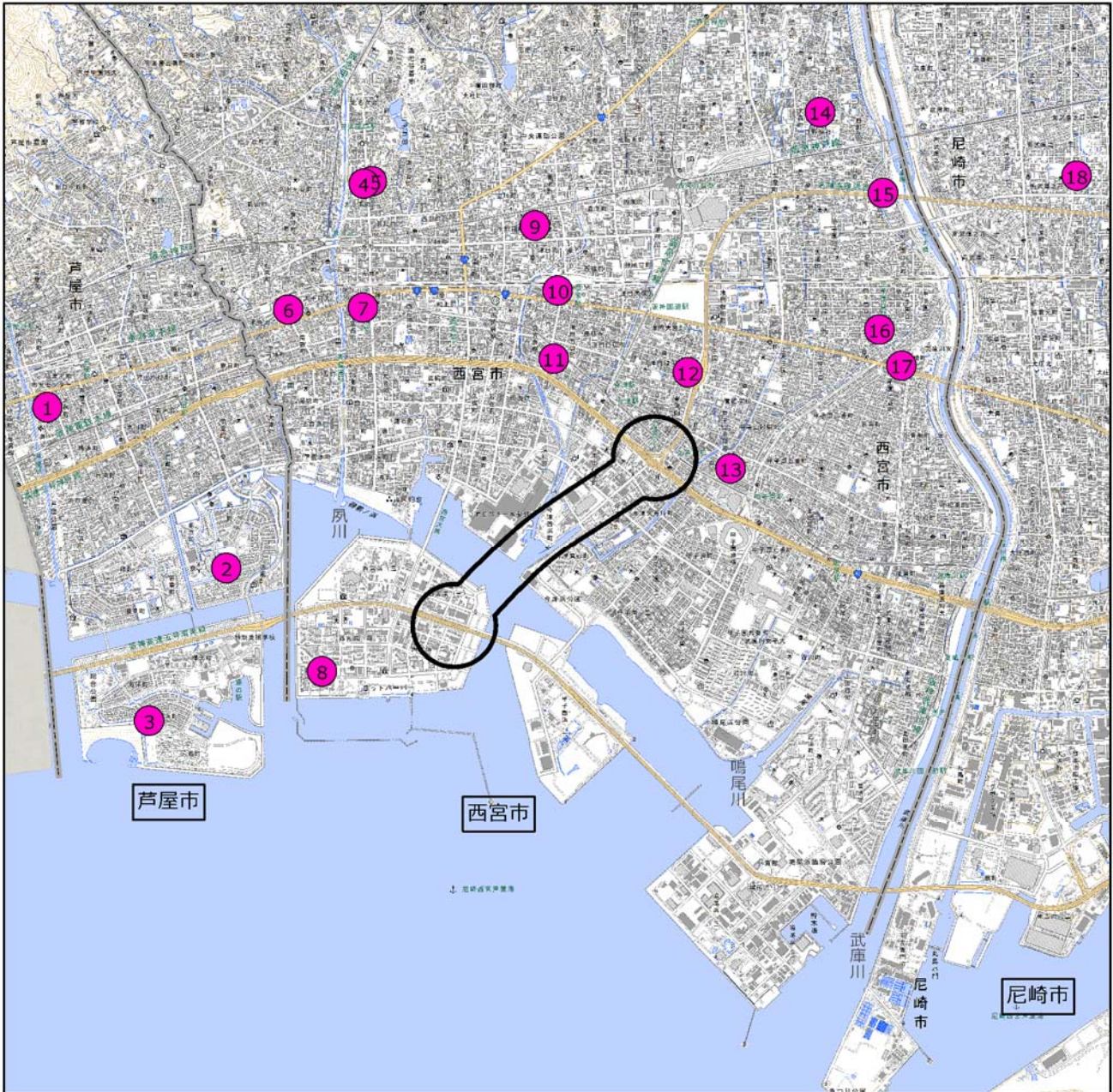
「芦屋市ホームページ」 (平成30年7月現在)



1:50,000

0 1 2 km

図2.3-4(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設位置 (幼稚園)



凡例

都市計画対象道路事業実施区域

● 認定こども園

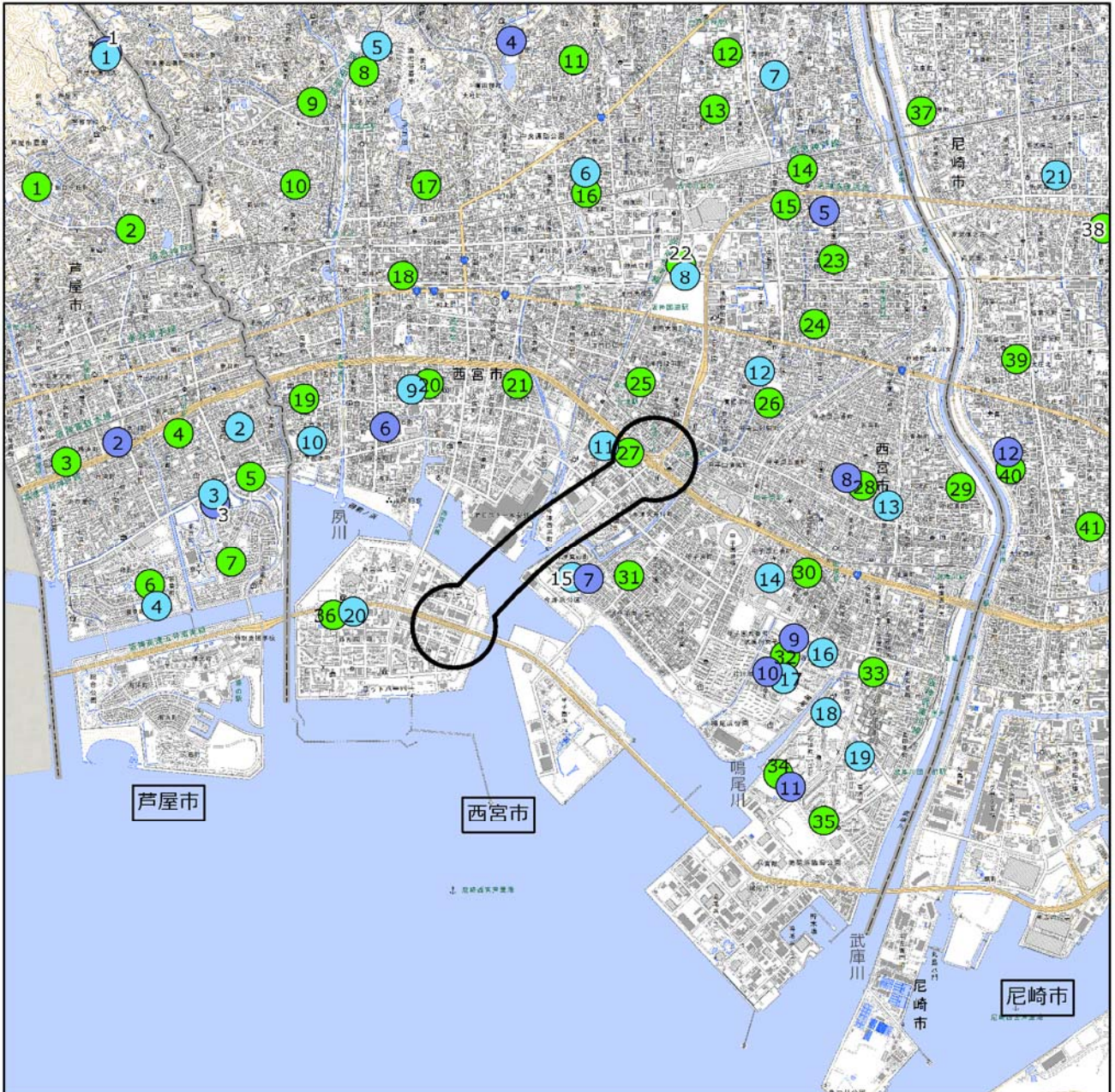
出典) 「西宮市ホームページ」 (平成30年7月現在)

「尼崎市ホームページ」 (平成30年7月現在)

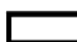
「芦屋市ホームページ」 (平成30年7月現在)




図2.3-4(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設位置(認定こども園)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

-  小学校
-  中学校
-  高等学校

出典) 「西宮市ホームページ」 (平成30年7月現在)
「尼崎市ホームページ」 (平成30年7月現在)
「芦屋市ホームページ」 (平成30年7月現在)

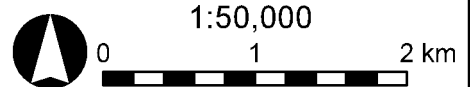
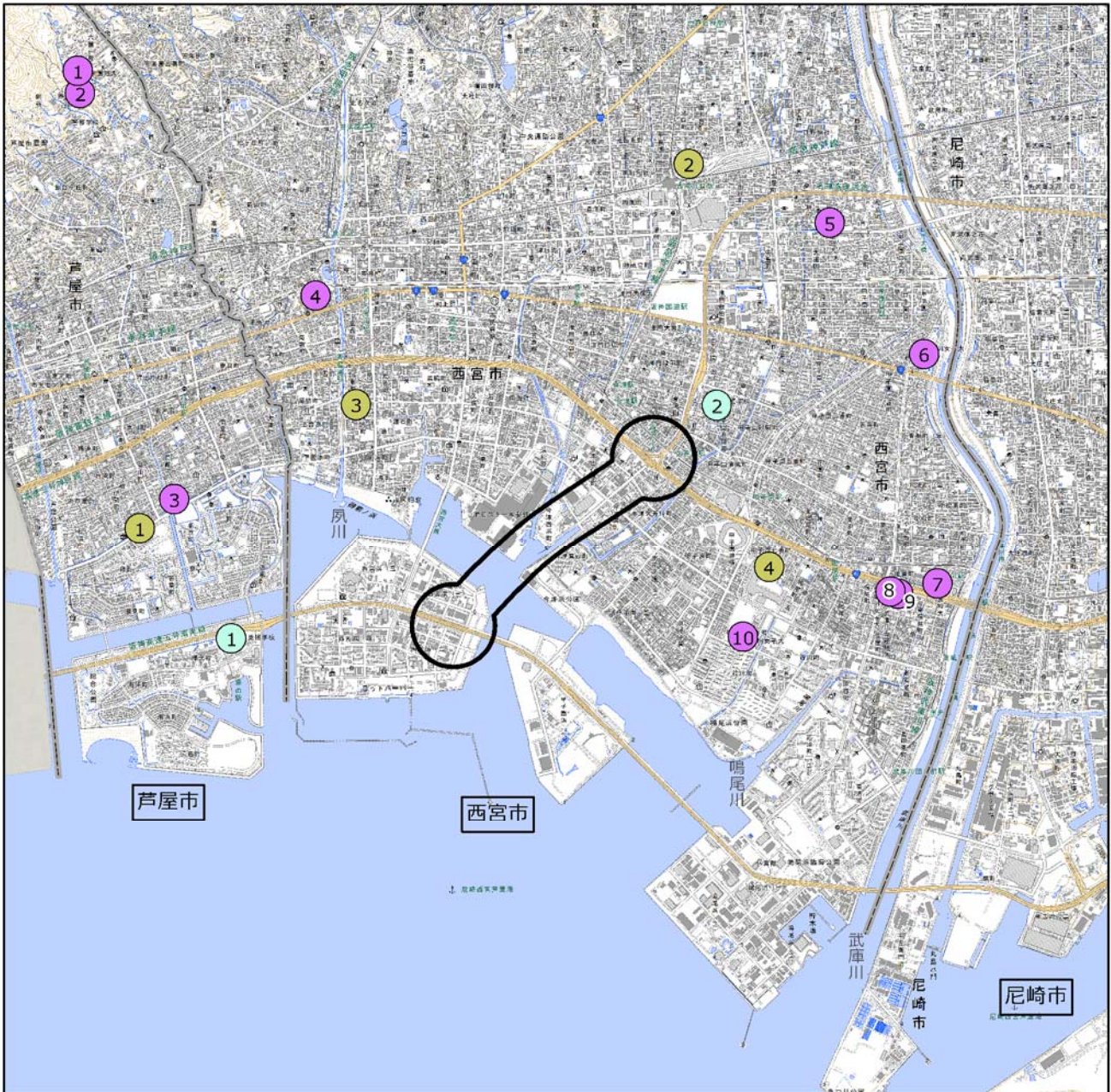






図2.3-4(3) 環境保全についての配慮が特に必要な施設位置(小学校、中学校、高等学校)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

-  大学
-  特別支援学校
-  図書館

出典) 「西宮市ホームページ」 (平成30年7月現在)
「芦屋市ホームページ」 (平成30年7月現在)
「兵庫県内公共図書館」
(兵庫県立図書館ホームページ、平成30年7月現在)

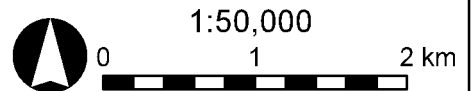
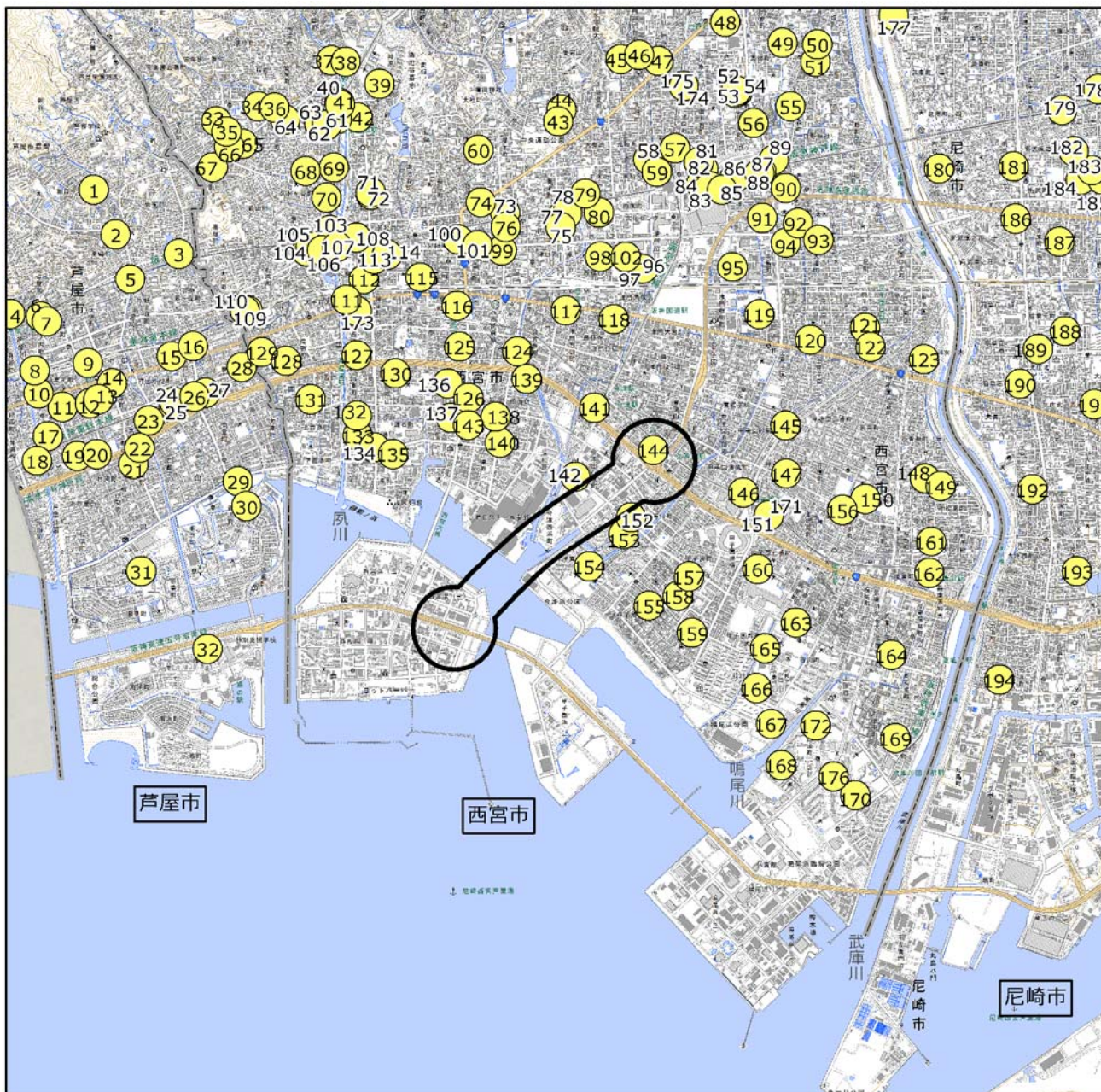



図2.3-4(4) 環境保全についての配慮が特に必要な施設位置(大学、特別支援学校、図書館)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 保育所

出典) 「西宮市ホームページ」 (平成30年7月現在)

「尼崎市ホームページ」 (平成30年7月現在)

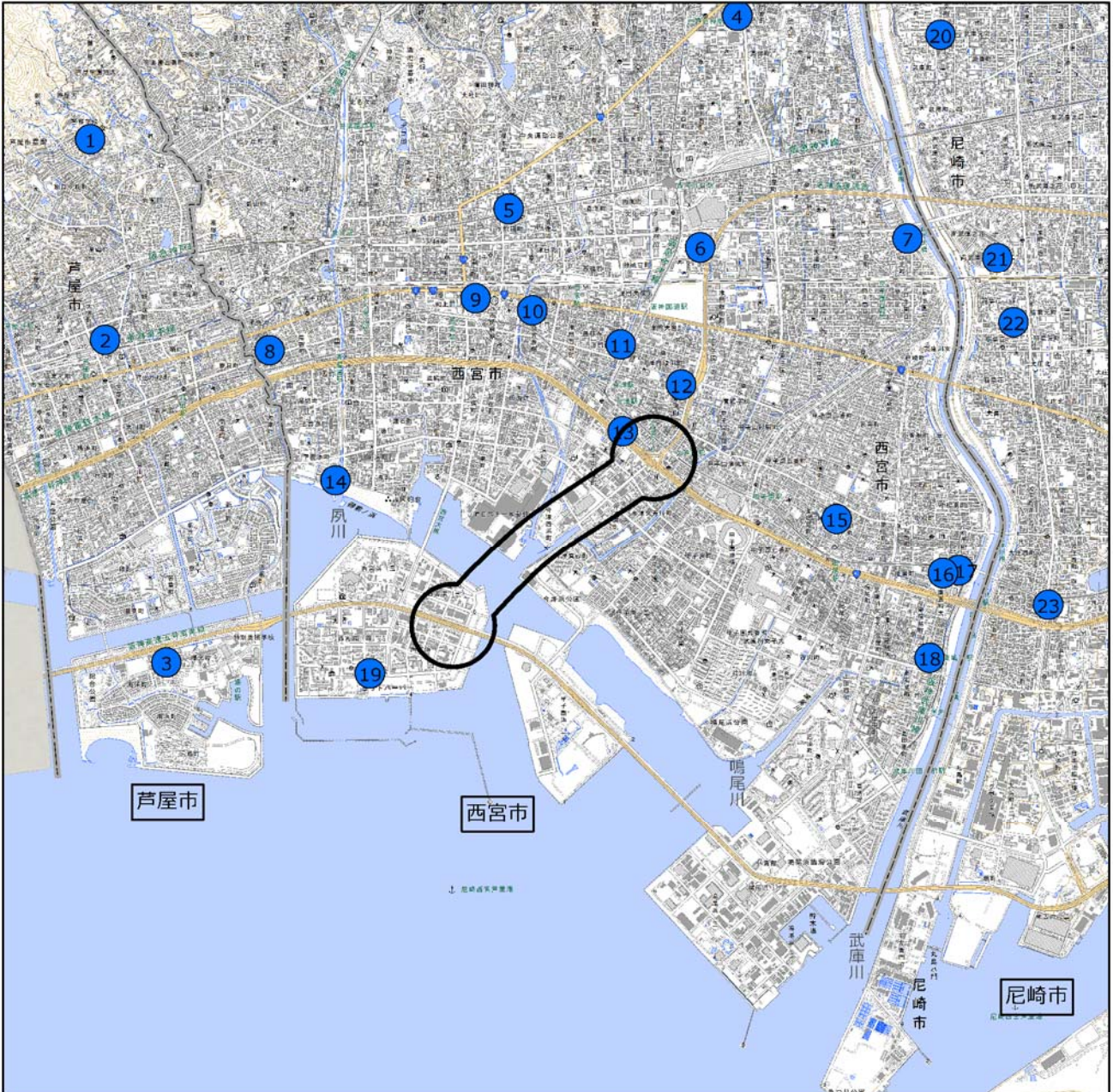
「芦屋市ホームページ」 (平成30年7月現在)




1:50,000


0 1 2 km

図2.3-4(5) 環境保全についての配慮が特に必要な施設位置(保育所)



凡例

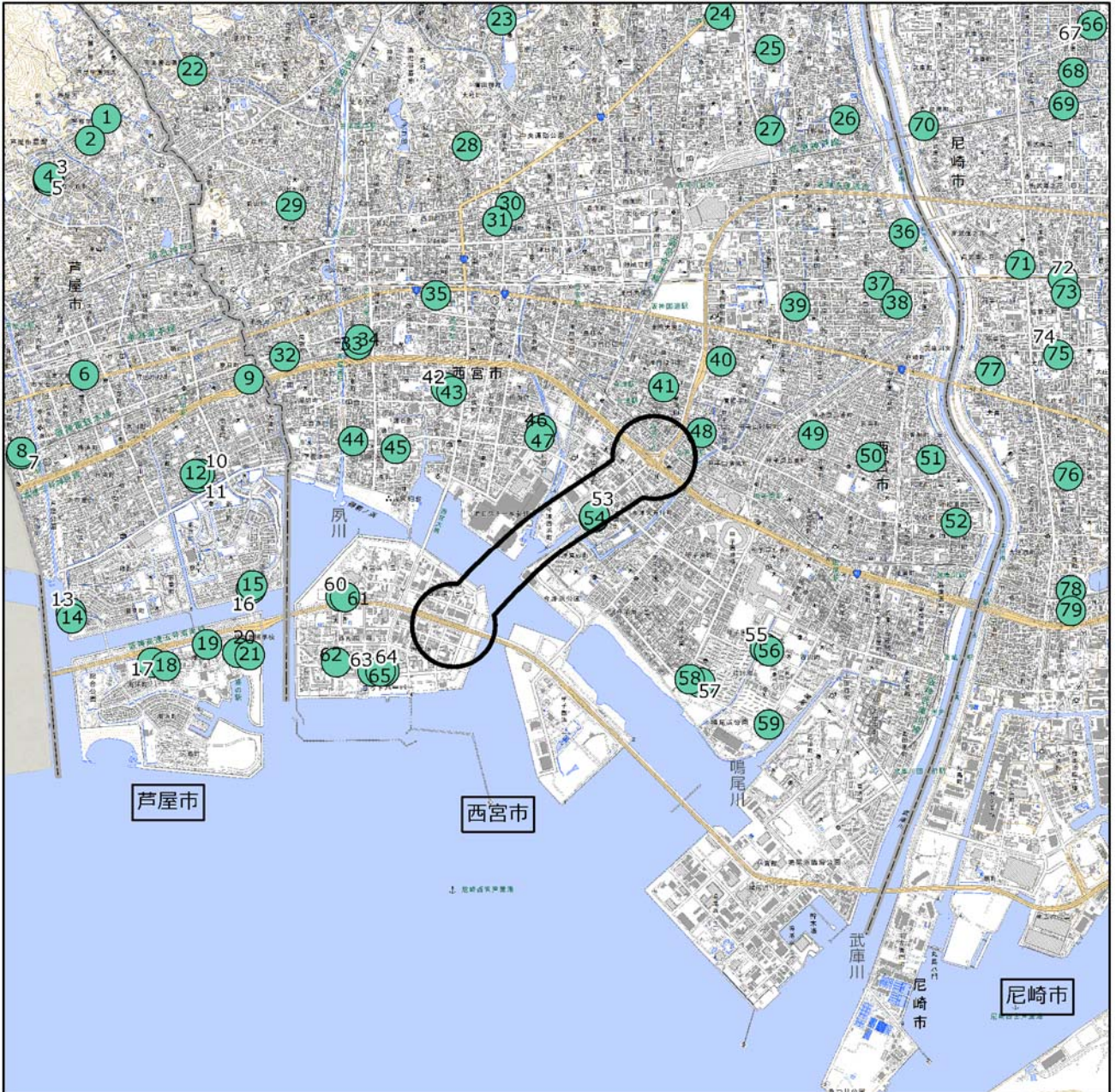
 都市計画対象道路事業実施区域

 病院


出典) 「兵庫県病院名簿」
(兵庫県健康福祉部健康局医務課、平成29年)




図2.3-4(6) 環境保全についての配慮が特に必要な施設位置(病院)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 高齢者福祉施設

出典 「兵庫県ホームページ」 (平成30年7月現在)



図2.3-4(7) 環境保全についての配慮が特に必要な施設位置(高齢者福祉施設)

イ. 住宅の配置の概況

対象区域の住宅地としては、西宮市今津社前町、今津出在家町、今津大東町、今津港町、今津西浜町、今津真砂町、西宮浜などが挙げられる。

また、「兵庫県地域住宅等整備計画（H28-32）」（兵庫県、平成28年）によると、対象区域では公営住宅等整備事業として、西宮市分銅町住宅他（48戸）、芦屋市高浜町1番住宅他（350戸）の整備が計画されている。

2) 各種計画の策定状況等

a. 公害防止計画その他の公害防止に係る計画

公害防止計画は、「環境基本法」第17条第1項の規定に基づき、公害が現に著しい地域などを対象に、公害防止に関連する施策を総合的・計画的に推進するため策定されたものである。

「兵庫地域公害防止計画」（兵庫県、平成24年）によると、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の7市が策定地域となっている。

また、本計画は、目標が平成32年度末を目処に達成されるように努めるものとしている。

b. 上・下水道整備計画

ア. 上水道普及状況

西宮市、尼崎市、芦屋市における平成29年度末時点の上水道の普及状況は、表2.3-5に示すとおりであり、西宮市では99.98%、尼崎市及び芦屋市では100%となっている。

西宮市、尼崎市、芦屋市では、水道水源として淀川の大道取水場、淀川取水場より取水した水を利用している。このほか、西宮市の一部では井戸水を、芦屋市の一部では芦屋川を水源としている。

表2.3-5 上水道普及状況（平成29年度末時点）

（単位：人）

自治体名	推計人口	上水道 給水人口	簡易水道 給水人口	専用水道 給水人口	給水人口 合計	普及率
西宮市	488,079	487,868	—	98	487,966	99.98
尼崎市	450,765	450,765	—	—	450,765	100.00
芦屋市	94,474	94,474	—	—	94,474	100.00
兵庫県	5,502,755	5,419,499	72,362	2,437	5,494,298	99.85

出典）「平成28年 兵庫県統計書」（兵庫県ホームページ、平成30年7月現在）

イ. 下水道の整備状況

西宮市、尼崎市、芦屋市における下水道の整備状況は、表2.3-6に示すとおりである。

平成28年度末時点における下水道普及率は、西宮市で99.94%、尼崎市で99.99%、芦屋市で100%となっている。

表2.3-6 下水道整備状況（平成28年度末時点）

（単位：千人）

自治体名	住民基本台帳人口 (A)	下水道処理人口 (B)	普及率 (%) (B)/(A)
西宮市	485.0	484.7	99.94
尼崎市	462.5	462.5	99.99
芦屋市	95.7	95.7	100.00
兵庫県	5,590.9	5,183.1	92.71

出典)「平成28年 兵庫県統計書」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

対象区域における下水処理施設の設置状況は、表2.3-7及び図2.3-5に示すとおりであり、下水処理施設が6か所存在する。

表2.3-7 下水道処理施設の設置状況

番号	自治体名	名称
1	芦屋市	芦屋下水処理場
2		南芦屋浜下水処理場
3	西宮市	甲子園浜浄化センター
4		枝川浄化センター
5		鳴尾浜浄化センター
6	尼崎市	武庫川下流浄化センター

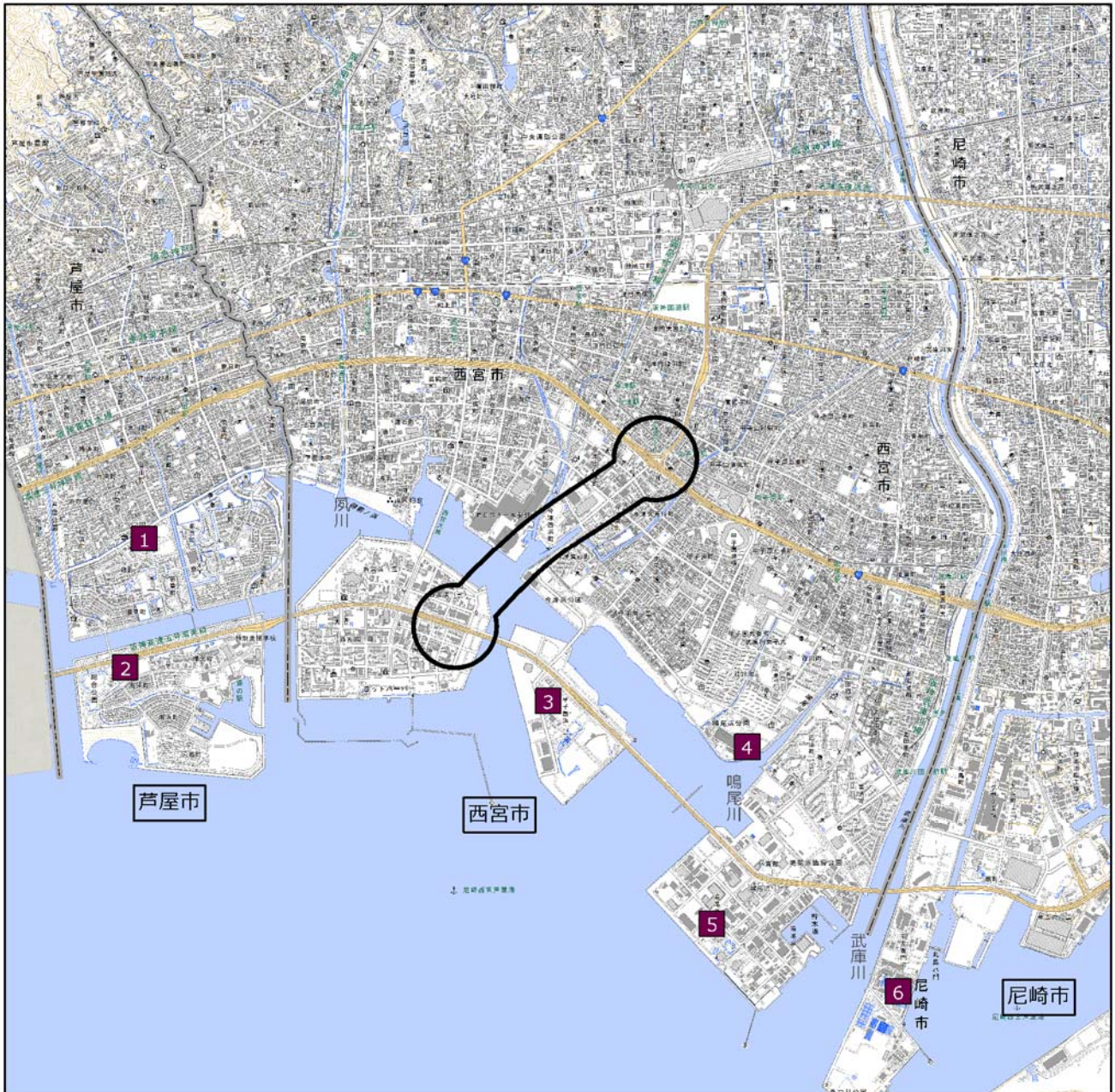
注) 番号は図2.3-5に対応している。

出典)「西宮市下水道ビジョン」(西宮市、平成22年)

「兵庫県ホームページ」(平成30年7月現在)

「芦屋市下水道中期ビジョン(平成23年度～平成32年度)」

(芦屋市、平成23年)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 下水処理施設

出典) 「西宮市下水道ビジョン」(西宮市、平成22年)
 「兵庫県ホームページ」(平成30年7月現在)
 「芦屋市下水道中期ビジョン(平成23年度～平成32年度)」(芦屋市、平成23年)

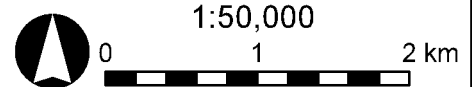


図2.3-5 下水処理施設位置

c. 廃棄物処理計画

国土交通省は、「建設リサイクル推進に係る方策」（建設リサイクル推進施策検討小委員会、平成26年）を踏まえ、建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的とし、「建設リサイクル推進計画」（国土交通省、平成26年）を制定している。

この計画を受け、近畿地方における建設リサイクルの現状を踏まえ、近畿地方における目標値の設定や、行動計画を加えた近畿地方独自の計画として、「近畿地方における建設リサイクル推進計画2015」（建設副産物対策近畿地方連絡協議会、平成27年）が策定されている。この中では中期的に目指すべき方向性として、表2.3-8に示すとおり、建設副産物の再資源化・縮減率の目標を設定している。

表2.3-8 近畿地方における建設リサイクル推進計画2015の目標値

対象品目		平成 24 年度実績	平成 30 年度目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.6%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	94.5%	95%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	89.2%	90%以上
建設混合廃棄物	排出率	4.8%	3.5%以下
	再資源化・縮減率	42.0%	50%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	95.2%	96%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	-	80%以上

出典）「近畿地方における建設リサイクル推進計画2015」（建設副産物対策近畿地方連絡協議会、平成27年）

d. 各種開発計画等

ア. 各種開発計画

対象区域において、平成32年までの期間に事業中又は計画の具体化を予定している主な事業計画の概要は、表2.3-9及び図2.3-6に示すとおりである。

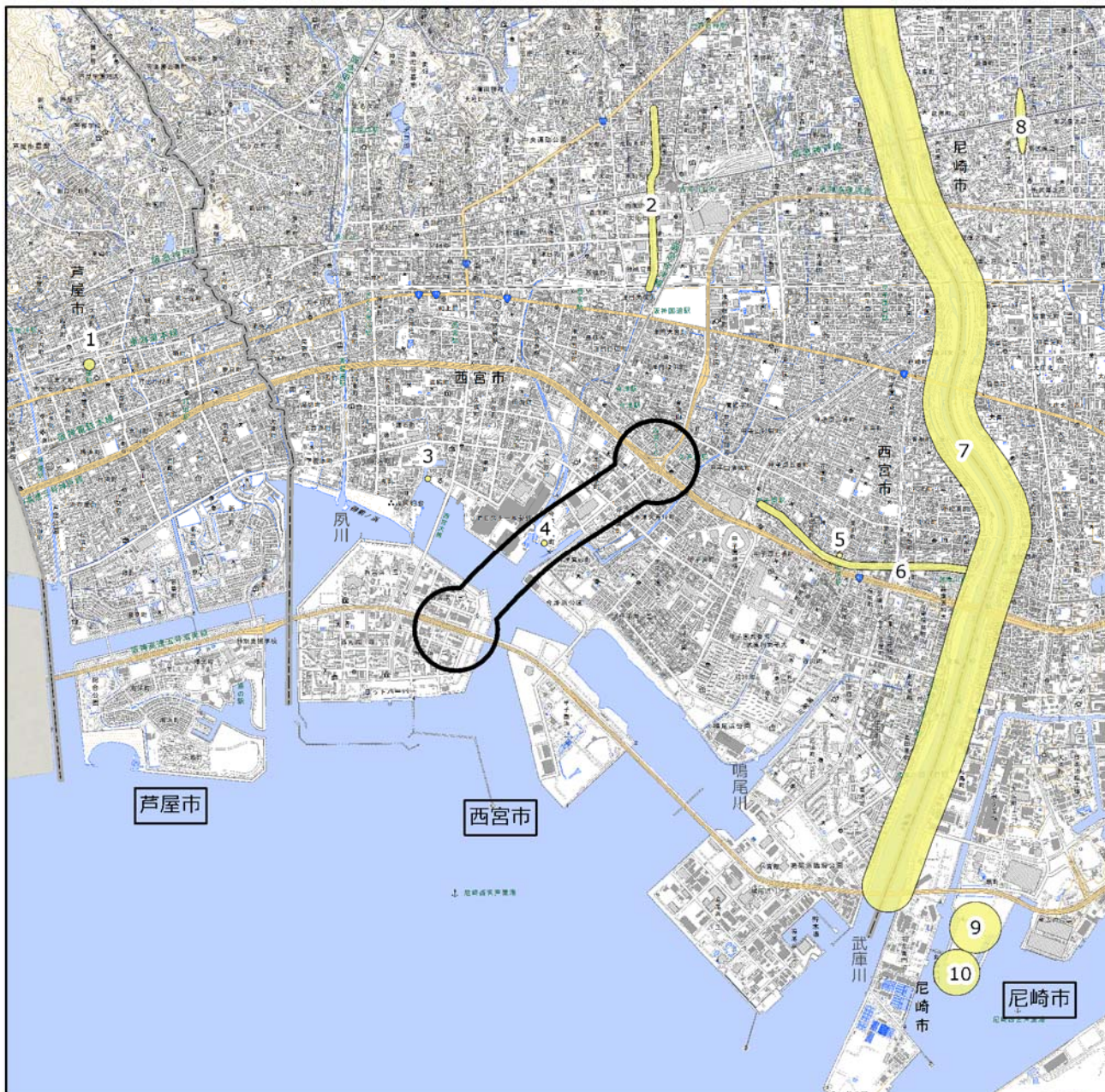
都市計画対象道路事業実施区域では、新川・東川の水門・統合排水機場の整備が計画されている。

表2.3-9 主要な事業計画

番号	種別	名称	事業場所	概要及び規模
1	駅前広場	J R 芦屋駅（南側）	芦屋市業平町	面積約 5,600 m ²
2	河川	(二)津門川	西宮市	河川改修 延長約 1.4km 地下貯留管
3	河川	(二)洗戎川(水門・排水機場)	西宮市浜町	高潮対策・津波対策 延長約 0.3km 水門、排水機場
4	河川	(二)新川・東川 (水門・統合排水機場)	西宮市今津西浜町	高潮対策・津波対策 水門、統合排水機場
5	駅前広場	阪神電鉄本線鳴尾駅(北側)	西宮市里中町3丁目	面積約 1,200 m ²
6	立体交差	阪神電鉄本線(鳴尾駅付近)	西宮市里中町	連続立体交差 延長約 1.9km
7	河川	(二)武庫川(下流工区)	尼崎市、西宮市	河川改修 延長約 9.0km
8	道路	(都)尼崎宝塚線(阪急立体)	尼崎市南武庫之荘～ 武庫町	現道拡幅・立体交差 延長約 0.6km
9	緑地	尼崎の森中央緑地	尼崎市扇町	都市緑地(第2工区) 面積約 12.0ha
10	港湾関連	尼崎西宮芦屋港(扇町地区)	尼崎市扇町	緑地(第3工区) 面積約 10.2ha

注) 表中の番号は図2.3-6に対応している。

出典) 「阪神地域都市計画区域マスタープラン」(兵庫県、平成28年)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 主要な都市施設等

注) 各施設の位置は概ねの位置を示す。

出典) 「阪神地域都市計画区域マスタープラン」
(兵庫県、平成28年)

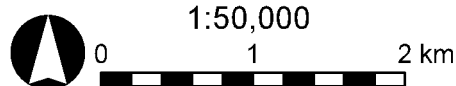


図2.3-6 事業中又は計画の具体化を予定している主な都市施設等

イ. 環境影響評価が行われた事業

対象区域において環境影響評価が行われた事業は、表2.3-10に示すとおりである。

表2.3-10 環境影響評価が行われた事業

事業名称	事業者	事業種類	実施根拠	評価書発行年
尼崎西宮芦屋港港湾計画改訂（案） （フェニックス計画関連）	兵庫県	港湾施設港湾計画	兵庫県条例・要綱等	1985
尼崎西宮芦屋港（尼崎地区） 公有水面埋立事業	尼崎西宮芦屋港 港湾管理者	埋立及び干拓	兵庫県条例・要綱等	1986
阪急オアシス武庫之荘店の建設	福田皖行、 （株）阪急オアシス	その他の施設等	尼崎市要綱	1986
西宮市西部総合処理センター建設事業	西宮市	廃棄物処理施設	兵庫県条例・要綱等	1992
（仮称）尼崎臨海西部土地 区画整理事業等	兵庫県	各種土地造成	尼崎市要綱	1997
西武庫団地建替事業	都市基盤整備公団 関西支社	その他の施設等	尼崎市要綱	2001
兵庫東流域下水汚泥処理事業 （広域処理場2号炉更新に伴う5号炉 建設）	兵庫県	下水道終末処理施設	尼崎市条例	2013

出典) 「環境影響評価情報支援ネットワーク」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

e. その他

ア. 第4次兵庫県環境基本計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年7月18日兵庫県条例第28号）に基づき、「兵庫県環境基本計画」が平成8年6月に策定されている。この計画のもと、環境適合型社会の形成に向けて、環境の保全と創造に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進していくとしている。

「兵庫県環境基本計画」は、平成14年5月に「新兵庫県環境基本計画」、平成20年12月に「第3次兵庫県環境基本計画」として改定が行われ、平成26年3月には、地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現を目指し、「第4次兵庫県環境基本計画」が策定されている。「第4次兵庫県環境基本計画」の中では目指すべき将来像及び基本理念が定められ、これらの実現のため、種々の目標が定められている。

<p>【目指すべき将来像】</p> <p>「くらし」の姿 ～環境優先のライフスタイルの確立～</p> <p>「しごと」の姿 ～環境に適応したオフィスやものづくり～</p> <p>「まち」の姿 ～環境と共生するまちづくり～</p> <p>「さと」の姿 ～山・川・里・海の豊かな自然環境の再生～</p> <p>「地域力」を基盤とした活動の将来像</p>
<p>【基本理念】</p> <p>「地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現」</p>

イ. 西宮市環境基本条例

西宮市では、環境学習都市宣言及び西宮市新環境計画に基づくまちづくりを推進し、併せて関係条例との体系を整備するため、「西宮市環境基本条例」（平成17年3月30日西宮市条例第31号）を制定している。

ウ. 尼崎市の環境をまもる条例

尼崎市では、昭和48年に制定された「尼崎市民の環境をまもる条例」を全面的に改正し、行政、事業者、市民の各主体の公平な役割分担の下に、事業活動や日常生活に伴う環境への負荷の低減を図ることを目的とした環境に関する総合条例として、「尼崎市の環境をまもる条例」（平成12年12月26日尼崎市条例第51号）を制定している。

エ. 緑ゆたかな美しいまちづくり条例

芦屋市では、環境の保全に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」（平成11年3月19日芦屋市条例第10号）を制定している。

オ. 西宮市新環境計画

西宮市では、平成6年度に「西宮市環境計画」を策定し、豊かな自然環境や恵まれた文化的環境などの西宮の地域特性を活かした環境づくりを進め、平成17年3月には「西宮市新環境計画」を策定している。主な内容は「環境学習都市宣言」の理念を具体化し、日常的、継続的な環境学習を推進し、市民、事業者、行政の参画と協働で、持続可能な社会のしくみを育てていくものとなっている。「西宮市新環境計画」の中では、望ましい環境像と、その達成のための8つの環境目標が定められている。

【望ましい環境像】

『人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや』
～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとおおい海～

【環境目標】

1. 学びあい 学びあう社会のしくみをつくり、地域の環境力を高めます。
2. 参画・協働 各主体・各世代の参画により、自律と協働を基本とした環境活動を進めます。
3. 生物多様性 山、川、海の自然環境を保全し、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。
4. 快適なまち 人や環境にやさしい人が住まう、快適なまちをともに創ります。
5. 資源循環 資源循環のしくみを大切にする、社会経済システムを目指します。
6. 温暖化防止 地球温暖化防止に向けた取り組みを全市的に進めます。
7. 良好な環境 良好な大気、水、土壌環境を次世代に引き継ぐため、あらゆる取り組みを進めます。
8. 国際協力 世界の人々と手を携え、より良い地球環境を未来に残します。

カ. 尼崎市環境基本計画

尼崎市では、「尼崎市の環境をまもる条例」（平成12年12月26日尼崎市条例第51号）に基づき「尼崎市環境基本計画」を平成15年に制定し、平成26年に改定を行っている。「尼崎市環境基本計画」の中では、「尼崎市総合計画」に示す「ありたいまち」やアンケートなどにより得られた市民・事業者の想いを実現するために、目標・目指す環境像を定めている。

【目指す環境像】

『E C O未来都市 あまがさき』

【目標】

1. 低炭素社会の形成
2. 循環型社会の形成
3. 安全で快適な生活環境の保全
4. 多様な生き物の生息環境の保全
5. 環境と経済の共生
6. 環境意識の向上・行動の輪の拡大

キ. 第3次芦屋市環境基本計画

芦屋市では、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」（平成11年3月19日芦屋市条例第10号）を制定し、緑の保全やまちなみの美化など生活環境の保全に努め、平成17年度には「第2次芦屋市環境計画」を策定し良好な環境づくりを進めてきた。「第3次芦屋市環境計画」は芦屋市の環境における現状や変化する社会的背景と深刻化する環境問題を踏まえ、平成26年に策定されている。「第3次芦屋市環境計画」の中では、目指す環境の姿の実現に向け、基本目標と基本方針が設定されている。

【目指す環境の姿】 人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや
【基本目標】 1. 自然環境を守る 2. 健康で快適な生活環境を創る 3. 美しいまちなみを育む 4. 地球温暖化を防ぐ 5. 循環型社会を創る
【基本方針】 1. さまざまな環境について学ぶ 2. 目指すべき環境を共に創る

ク. 阪神地域都市計画マスタープラン

阪神地域では、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）に基づき、「阪神地域都市計画区域マスタープラン（阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」が平成28年3月に策定されている。

都市計画の目標として、同方針に記載されている内容を以下に示す。

【基本方針】 成熟の時代にふさわしい、安全・安心で魅力あるまちづくりを総合的に展開するための県の基本的な考え方を明らかにした「まちづくり基本方針」に即し、地域が主役となった持続可能な地域の形成に向け、次の4つを基本方針として本県の今後の都市づくりを進める。
①安全・安心 南海トラフ地震等を想定した都市機能の確保方策と迅速な復興への備え、誰もが安心して暮らせる環境整備など、まちの安全・安心の確保を図る。
②環境との共生 住宅やまちの低炭素化、省資源化、エネルギーの自給と、自然環境や生物多様性の保全・再生などによる環境との共生を図る。
③魅力と活力 地域の宝や個性の再発見と発信による地域の魅力づくりと、人口減少期に適合した都市機能の集約や地域の実情に応じたきめ細かな土地利用調整による地域活力の増進を図る。
④自立と連携 人と人、地域と地域の交流や連携の促進による持続人口（定住人口＋交流人口）の確保と地域の自主・自立を図る。
【目標年次】 平成52年(2040年)の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成32年(2020年)とする。

3) 公害防止に係る指定・規制状況

<環境基準と設定地域及び公害防止に係る規制基準と規制地域>

ア. 環境基本法に基づく環境基準の指定状況

1. 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条1項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準は、表2.3-11に示すとおりである。

表2.3-11 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

注) 1. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないように努めるものとする。

3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。

4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典) 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月環境省告示第33号)

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）第7条の規定による大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、表2.3-12に示すとおりである。

表2.3-12 大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 基準値は年間平均値とする。

出典) 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

II. 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定による水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表2.3-13に示すとおりである。これについては、すべての公共用水域に一律に適用されている。

また、地下水に係る環境基準は表2.3-14に示すとおりである。

表2.3-13 人の健康の保護に関する環境基準（全公共用水域）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと。」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表2.3-14 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）第7条の規定による水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準は表2.3-15に、水底の底質に係るダイオキシン類の環境基準は表2.3-16に示すとおりである。

表2.3-15 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/l以下

注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 基準値は年間平均値とする。

出典) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

表2.3-16 水底の底質に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 出典) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

② 生活環境の保全に関する環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定による水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」は、類型指定された水域に対して表2.3-17(河川)及び表2.3-18(海域)に示すとおり定められている。

表2.3-17(1) 生活環境の保全に係る環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/ℓ 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表2.3-17(2) 生活環境の保全に係る環境基準（河川）（水生生物）

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表2.3-18(1) 生活環境の保全に係る環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級, 水浴, 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと
B	水産2級, 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表2.3-18(2) 生活環境の保全に係る環境基準（海域）（全窒素及び全りん）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表2.3-18(3) 生活環境の保全に係る環境基準（海域）（水生生物）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	0.0007mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

③ 水域類型の指定状況

対象区域の河川及び海域では、表2.3-19及び図2.3-7に示すとおり類型が指定されている。なお、都市計画対象道路事業実施区域に含まれる海域は、大阪湾（1）がC類型、大阪湾（イ）がIV類型、大阪湾が生物A類型に指定されている。

表2.3-19 水質汚濁に係る環境基準の類型指定

水域	水域の範囲	類型	水生生物 類型	達成期間	指定年月日	告示番号
武庫川	武庫川下流 (仁川合流点より下流)	C	-	イ	昭和45年9月1日	閣議決定
夙川	夙川 (本流全域)	C	-	ハ	平成3年3月29日	兵庫県告示 第579号
海域	大阪湾（1）	C	-	イ	昭和46年12月28日	環境省告示 第60号
	大阪湾（イ）	IV	-	イ	平成7年2月28日	環境省告示 第5号
	大阪湾	-	生物A	イ	平成25年6月5日	環境省告示 第58号

注) 1. 類型は、水質汚濁に係る環境基準のうち、河川に関しては表2.3-17(1)、海域に関しては表2.3-18(1)、(2)に示す環境基準の類型を示す。

2. 水生生物類型は、水質汚濁に係る環境基準のうち、河川に関しては表2.3-17(2)、海域に関しては表2.3-18(3)に示す環境基準の類型を示す。「-」は類型の指定がないことを示す。

3. 達成期間について、イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典) 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成29年)



図2. 3-7 水質汚濁に係る環境基準の類型指定

III. 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準は、表2.3-20に示すとおりである。

土壌の汚染に係る環境基準は全国一律で適用されるが、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌については適用されない。

表2.3-20 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液10につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液10につき0.05mg以下であること。
砒素	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液10につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液10につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液10につき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液10につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液10につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液10につき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液10につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液10につき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液10につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液10につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液10につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液10につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液10につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液10につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液10につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液10につき0.01mg以下であること。
セレン	検液10につき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液10につき0.8mg以下であること。
ほう素	検液10につき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液10につき0.05mg以下であること。

- 注) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、告示に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水10につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液10につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典) 「土壌汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定による土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、表2.3-21に示すとおりである。

表2.3-21 土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合は、必要な調査を実施することとする。

出典) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

IV. 騒音に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定による騒音に係る環境基準は、表2.3-22(1)～(3)に示すとおりである。また、対象区域の地域類型の指定状況は、表2.3-23及び図2.3-8に示すとおりである。

表2.3-22(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B		
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年9月30日環大企第257号)

ただし、表2.3-22(2)に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、表2.3-22(1)によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表2.3-22(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を言う。

出典) 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表2.3-22(2)に関わらず、特例として表2.3-22(3)の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表2.3-22(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内に透過する騒音に係る基準（昼間にあつては、45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道及び自動車専用道路をいう（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」に関しては、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

出典) 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年9月30日環大企第257号）

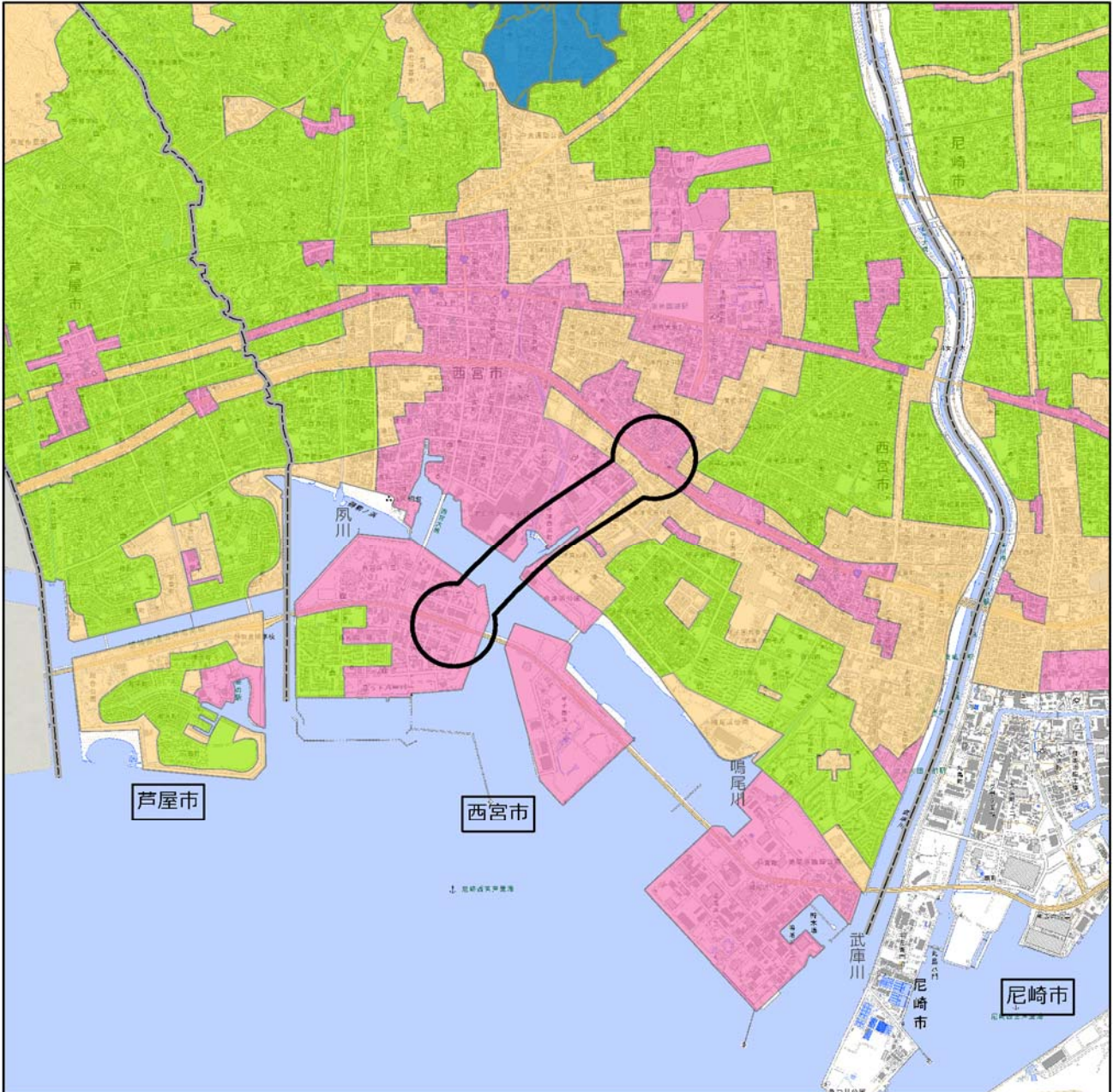
表2.3-23 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる用途地域

地域の類型	当てはめる都市計画法における用途地域		
	西宮市	尼崎市	芦屋市
AA	一部の地域	-	-
A	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、 市街化調整区域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 市街化調整区域
C	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	近隣商業地域、商業地域

注) 1. 「-」は類型を当てはめる用途地域がないことを示す。

2. 尼崎市においては、おおむね上表の用途地域の区域が当てはめられている。

出典) 「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成20年4月1日西宮市告示甲第3号)
「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月1日西宮市告示甲第30号)
「西宮市騒音規制区域図」(西宮市)
「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成13年3月28日尼崎市告示第95号)
「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月1日、尼崎市告示第129号)
「建設工事(特定建設作業)に対する騒音・振動の規制について」(平成28年8月1日、尼崎市環境保全課)
「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月1日芦屋市告示第42号)



凡例

都市計画対象道路事業実施区域

AA類型

A類型

B類型

C類型

出典) 「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成20年4月1日西宮市告示甲第3号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月1日西宮市告示甲第30号)

「西宮市騒音規制区域図」(西宮市)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成13年3月28日尼崎市告示第95号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月1日、尼崎市告示第129号)

「尼崎市全図(騒音規制区域図)」(尼崎市、平成24年)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月1日芦屋市告示第42号)



1:50,000

0 1 2 km

図2.3-8 騒音に係る環境基準の類型指定状況

イ. 大気汚染防止法に基づく総量規制地域の指定状況

西宮市、尼崎市、芦屋市は、全域が「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)第5条の2第1項の規定に基づく硫黄酸化物の総量規制地域に指定されている。なお、窒素酸化物の総量規制地域の指定はない。

ウ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく対策地域

西宮市、尼崎市、芦屋市は、全域が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づく対策地域に指定されている。

エ. 幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づく沿道整備道路

対象区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第34号)第5条第1項の規定に基づく沿道整備道路として、一般国道43号、阪神高速大阪西宮線及び神戸西宮線がある。

オ. 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準の指定区域

対象区域は、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)第3条第3項の規定に基づく上乘せ排水基準を適用する区域となっており、公共用水域の全域において有害物質(カドミウム、シアン、六価クロム等)が、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域のうち兵庫県の区域に属する区域においてその他の項目(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質等)が規制されている。

カ. 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針の指定地域

対象区域は、「水質汚濁防止法」第4条の2第1項及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月2日法律第110号)第12条の3第1項の規定に基づく総量規制の指定地域となっており、化学的酸素要求量、窒素の含有量及びりんの含有量の総量が規制されている。

キ. 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼及び指定地域

対象区域には、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年7月27日法律第61号)第3条第1項及び第2項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域はない。

ク. 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可等を要する区域

対象区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可等を要する区域となっている。

ケ. 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区

対象区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7の規定に基づく自然海浜保全地区はない。

コ. 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく埋立てについての規定の運用に関する基本方針の
対象海域

対象区域の海域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第13条第1項の規定に基づく埋立て等について特別の配慮が必要な海域に指定されている。

サ. 排水基準を定める省令別表第2の備考6に基づく湖沼及び海域

対象区域の海域は、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）別表第2の備考6の規定に基づく海域及びこれに流入する公共用水域の区域に指定されており、排水中の窒素の含有量が規制されている。

シ. 排水基準を定める省令別表第2の備考7に基づく湖沼及び海域

対象区域には、「排水基準を定める省令」別表第2の備考7の規定に基づく海域及びこれに流入する公共用水域の区域に指定されており、排水中のりんの含有量が規制されている。

ス. 底質の処理・処分等に関する指針に基づく監視基準

「底質の処理・処分等に関する指針」（平成14年8月30日環水管211号）第2の6の(4)に基づく底質の監視基準は、ダイオキシン類、水銀及びPCBを対策対象物質としており、環境基準値を監視基準値とすることが定められている。

なお、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）では、水底の底質に関するダイオキシン類の環境基準値は、150pg-TEQ/g以下とされている。また、底質に関する水銀及びPCBの暫定除去基準は表2.3-24に示すとおりである。

表2.3-24 底質に関する水銀及びPCBの暫定除去基準

項目	暫定除去基準
水銀(河川及び湖沼)	25ppm以上
水銀(海域)	備考2の式から算出した値(C)以上
PCB	10ppm以上

- 備考) 1. 各基準値は底質の乾燥重量当たりの値である。
 2. 水銀(海域)の暫定除去基準は次の式から求める。

$$C = 0.18 \times \Delta H / J \times 1/S \text{ (ppm)}$$

$$\Delta H = \text{平均潮差(m)}, J = \text{溶出率}, S = \text{安全率}$$

 3. 水銀の暫定除去基準の設定に当たっては、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。
 4. 平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅(m)} \times 12 \times 60 \text{ (分)} / \text{平均周期(分)}$$

 5. 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
 6. 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。
 なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
 7. 魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮する。

出典) 「底質の暫定除去基準について」（昭和50年10月28日環水管119号）
 「底質の処理・処分等に関する指針について」（平成14年8月30日環水管211号）

セ. 海洋汚染防止法に基づく水底土砂判定基準

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年2月17日総理府令第6号)に基づく水底土砂判定基準は、表2.3-25に示すとおりである。

表2.3-25 水底土砂判定基準

金属などの種類	水底土砂に係る判定基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1ℓにつき水銀 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1ℓにつきカドミウム 0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1ℓにつき鉛 0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1ℓにつき有機りん化合物 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1ℓにつき六価クロム 0.5mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1ℓにつきひ素 0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1ℓにつきシアン 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
チウラム	検液 1ℓにつき 0.06mg 以下
シマジン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1ℓにつきセレン 0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1ℓにつき 0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1ℓにつき 10pg 以下

出典)「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」

(昭和48年2月17日総理府令第6号)

ソ. 土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

対象区域には、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域がある。指定された区域は、表2.3-26及び図2.3-9に示すとおりである。

なお、対象区域には「土壌汚染対策法」第6条第1項の規定に基づく要措置区域はない。

表2.3-26(1) 形質変更時要届出区域

番号	指定年月日	指定した区域	面積	対象となる特定有害物質
1	平成22年12月10日	芦屋市朝日ヶ丘町178番1の一部	780m ²	ふっ素及びその化合物
2	平成23年4月26日	芦屋市朝日ヶ丘町178番1の一部	111.3m ²	ふっ素及びその化合物
3	平成24年7月13日	芦屋市朝日ヶ丘町178番1の一部	798.86m ²	ふっ素及びその化合物
4	平成27年10月23日	芦屋市海洋町2番10	27,207 m ²	ふっ素及びその化合物
5	平成28年6月21日	芦屋市高浜町1番4,1番5の各一部	16,745.64 m ²	ふっ素及びその化合物
6	平成25年5月1日	西宮市高座町3番1,4番2	2,059.0 m ²	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物
7	平成27年11月18日 一部解除 平成29年11月2日	西宮市武庫川町29-3,29-4の一部	400.0 m ²	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
8	平成24年2月27日	尼崎市扇町22番2,43番の各一部	1,393.4 m ²	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
9	平成26年7月30日 平成26年10月1日 平成26年12月24日 平成27年10月22日	尼崎市平左衛門町68番2	3,706.7 m ²	鉛及びその化合物

備考) 形質変更時要届出区域：土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

要措置区域：土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

出典) 「ひょうごの環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

「尼崎市ホームページ」(平成30年7月現在)

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

表2.3-26(2) 形質変更時要届出区域

番号	指定年月日	指定した区域	面積	対象となる特定有害物質
10	平成27年12月21日 平成28年5月2日 平成28年6月1日	末広町一丁目5番2・3・15, 末広町二丁目16番18~20の各全部, 扇町15番, 16番1, 20番, 21番の各一部	61,599.51 m ²	1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
11	平成28年9月28日 平成29年5月26日	尼崎市扇町15番, 16番1の各一部	12,215.99 m ²	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
12	平成29年4月26日 平成29年5月22日 平成29年9月7日	末広町1丁目4番4・6、5番1の各全部, 2丁目8番2の一部, 8番5・8・9、16番1・2・3の各全部, 16番4・5の各一部, 16番6の全部, 16番7・8の各一部, 16番9・10・13・14・17・21・22, 17番4・7の各全部	160,869.73 m ²	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
13	平成30年2月5日	尼崎市末広町1丁目1番13、5番10の各一部、8番6の全部	4381.68 m ²	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
14	平成29年7月14日	尼崎市船出23番の一部	19,499.18 m ²	ふっ素及びその化合物

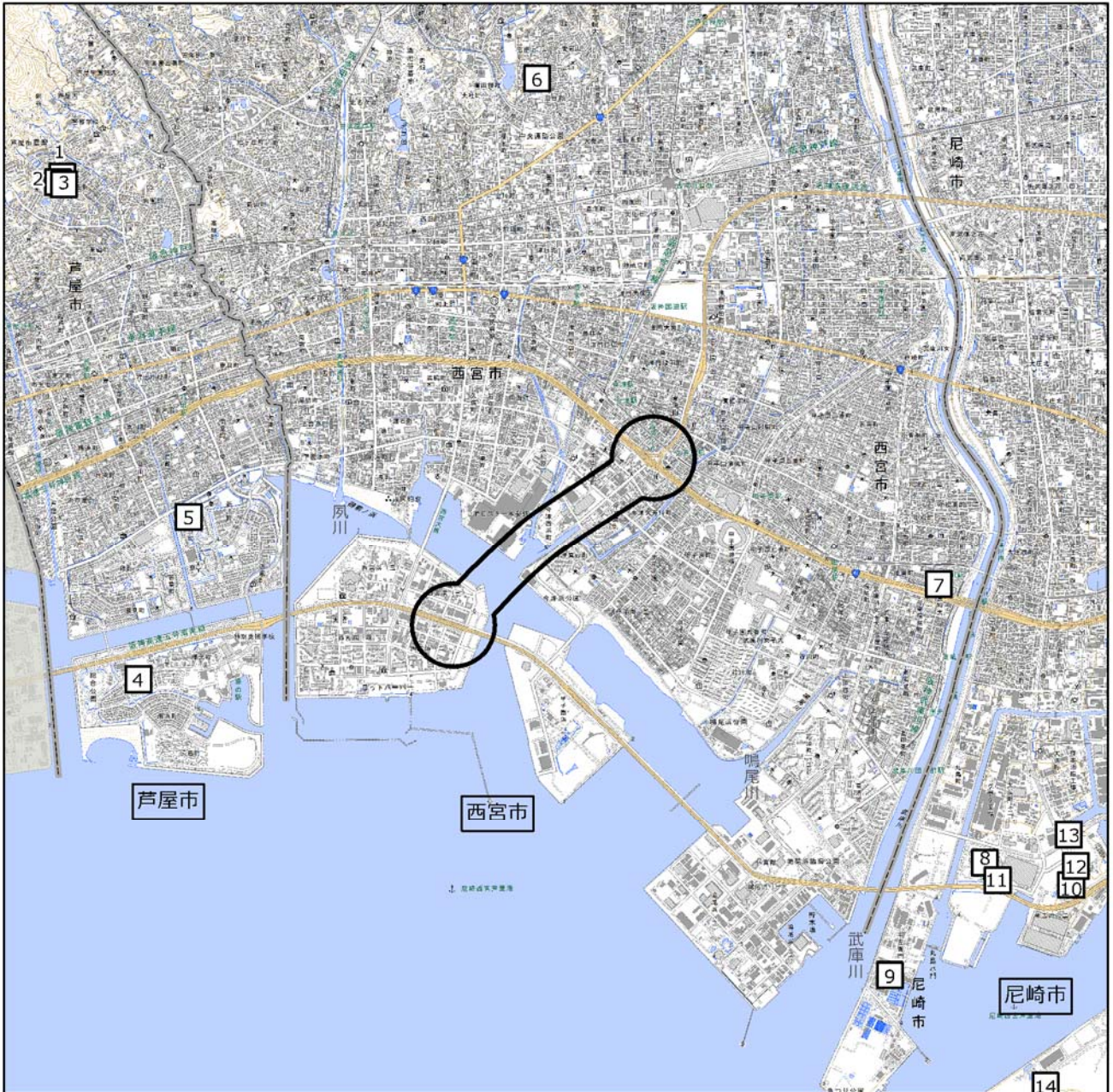
備考) 形質変更時要届出区域：土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

要措置区域：土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

出典) 「ひょうごの環境」（兵庫県ホームページ、平成30年7月現在）

「尼崎市ホームページ」（平成30年7月現在）

「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省ホームページ、平成30年7月現在）



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 形質変更時要届出区域

出典) 「ひょうごの環境」 (兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)
「尼崎市ホームページ」 (平成30年7月現在)
「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」
(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

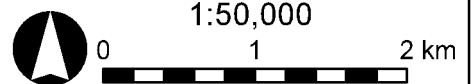


図2.3-9 形質変更時要届出区域

タ. ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類土壤汚染対策地域

対象区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号) 第29条第1項の規定に基づくダイオキシン類土壤汚染対策地域はない。

チ. 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壤汚染対策地域

対象区域には、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日法律第139号) 第3条第1項の規定に基づく農用地土壤汚染対策地域の指定はない。

ツ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号) に基づく区域の区分は表2. 3-27及び表2. 3-28に、自動車騒音の限度は表2. 3-27に、対象区域における区域の指定状況は図2. 3-10に示すとおりである。

表2. 3-27 騒音規制法に規定する自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2 車線を有する道路に面する区域 c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	2 車線以下 (道路端から 15m の範囲)	75 デシベル
	3 車線以上 (道路端から 20m の範囲)	

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2. a 区域、b 区域及びc 区域とは、以下に示す区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

a 区域 専ら住居の用に供される区域

b 区域 主として住居の用に供される区域

c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典) 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

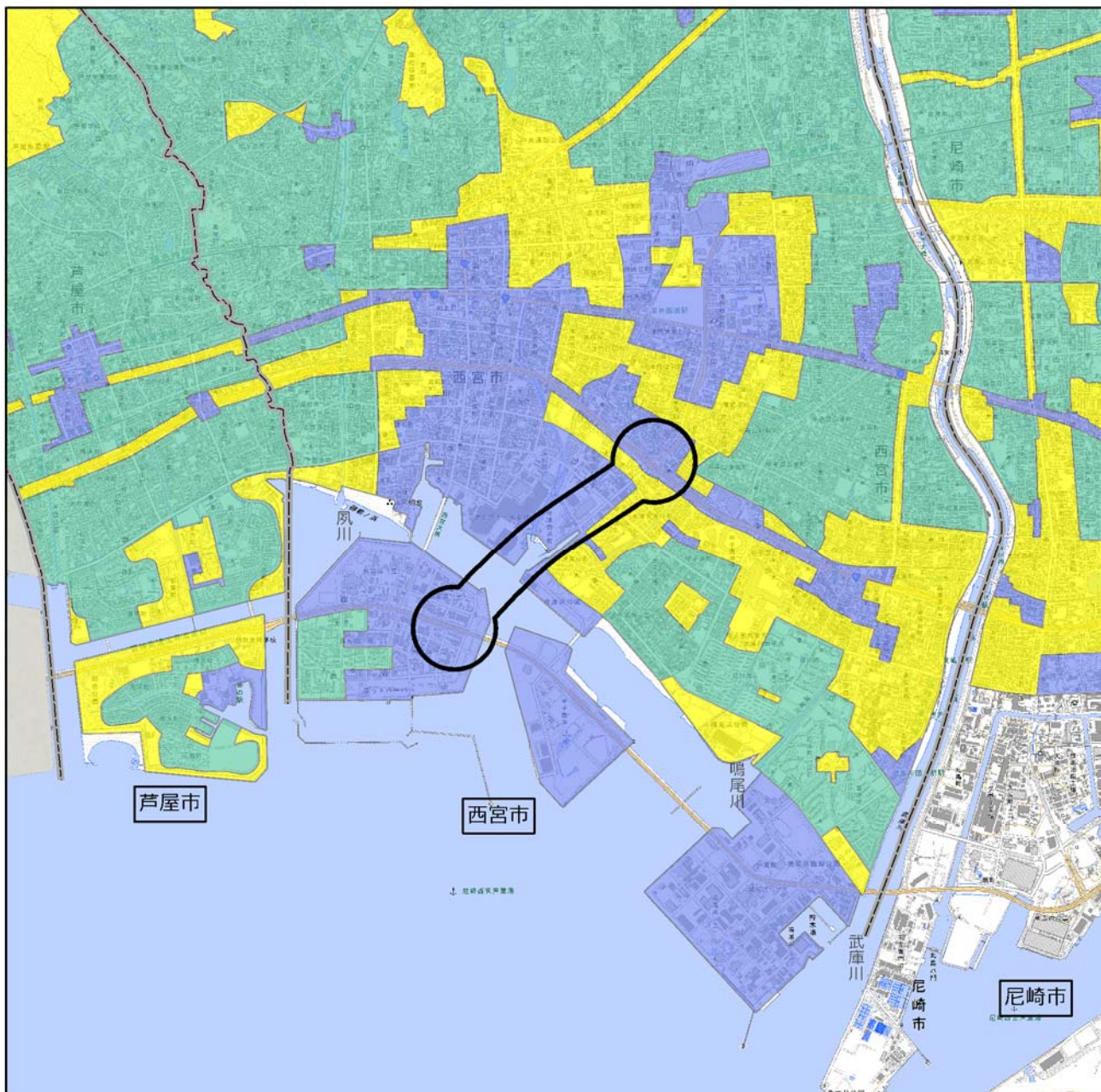
(平成12年3月2日総理府令第15号)

表2.3-28 自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の区分

地域の類型	当てはめる都市計画法における用途地域		
	西宮市	尼崎市	芦屋市
a 区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、 市街化調整区域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 市街化調整区域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	近隣商業地域、商業地域

注) 尼崎市においては、おおむね上表の用途地域の区域が当てはめられている。

- 出典) 「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成20年4月1日西宮市告示甲第3号)
「自動車騒音の限度を定める命令に係る区域の指定について」(平成20年4月1日西宮市告示甲第5号)
「西宮市騒音規制区域図」(西宮市)
「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成13年3月28日尼崎市告示第95号)
「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について」(平成13年3月28日尼崎市告示第98号)
「尼崎市全図(騒音規制区域図)」(尼崎市、平成24年3月)
「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年4月1日芦屋市告示第44号)
「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定」(平成24年4月1日芦屋市告示第44-2号)
「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定」(平成24年4月1日芦屋市告示第44-2号)



凡例

都市計画対象道路事業実施区域

a区域

b区域

c区域

出典) 「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成20年4月1日西宮市告示甲第3号)
「自動車騒音の限度を定める命令に係る区域の指定について」(平成20年4月1日西宮市告示甲第5号)
「西宮市騒音規制区域図」(西宮市)
「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成13年3月28日尼崎市告示第95号)
「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について」(平成13年3月28日尼崎市告示第98号)
「尼崎市全図(騒音規制区域図)」(尼崎市、平成24年)
「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年4月1日芦屋市告示第44号)
「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定」(平成24年4月1日芦屋市告示第44-2号)



0

1:50,000

1

2 km

図2.3-10 自動車騒音に係る規制状況

テ. 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の状況

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第15条第1項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表2.3-29に、対象区域の区域の指定状況は図2.3-11に示すとおりである。

表2.3-29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	特定建設作業	1～9の作業	適用除外
騒音規制基準	基準値	85 デシベル	
	基準地点	敷地の境界線	
作業時刻	①の区域	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	イロハニ
	②の区域	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
*一日当たりの作業時間	①の区域	10時間を超えないこと	イロ
	②の区域	14時間を超えないこと	
作業期間		連続6日を超えないこと	イロ
作業日		日曜日その他の休日でないこと	イロハニホ

注) 1. 適用除外は、以下に示すとおりである。

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占有許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ホ 変電所の変電工事で必要な場合

2. ①、②の区域の区分は以下に示すとおりである。

①の区域：騒音規制法に基づく区域の区分に従い、第1種区域から第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

②の区域：①の区域以外の区域

3. 作業の種類は表2.3-30に示すとおりである。

出典) 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)
「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」

(平成20年4月1日西宮市告示甲第3号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号の区域の指定について」

(平成20年4月1日西宮市告示甲第10号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について」

(平成13年3月28日尼崎市告示第97号)

「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」

(平成13年2月27日兵庫県告示第274号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年4月1日芦屋市告示第44号)

表2.3-30 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類		適用法令	
		騒音規制法	県条例
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2	びょう打機を使用する作業	○	○
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る）	○	○
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	○	○
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
9	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	-	○

出典) 「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日総理府令第324号)

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(平成8年1月8日兵庫県規則第1号)

ト. 学校保健安全法に基づく教室等の環境に係る学校環境衛生基準

「学校保健安全法」(昭和33年法律第56号)第6条第1項の規定に基づく学校環境衛生基準のうち、教室等の環境に係る騒音の基準は、表2.3-31に示すとおりである。

表2.3-31 教室等の環境に係る騒音の学校環境衛生基準

	等価騒音レベル
窓を閉じているとき	50 デシベル
窓を開けているとき	55 デシベル

出典)「学校環境衛生基準」

(平成21年3月31日 文部科学省告示第60号)

ナ. 振動規制法に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第16条第1項の規定に基づく道路交通振動の限度は表2.3-32に、道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分は表2.3-33に、対象区域における区域の指定状況は図2.3-12に示すとおりである。

表2.3-32 道路交通振動の限度

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考) 第1種区域: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域: 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典)「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表2. 3-33(1) 道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分（西宮市）

区域の区分	該当地域	時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	午前8時から 午後7時	午後7時から
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		翌日の 午前8時

出典) 「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成20年4月1日西宮市告示甲第3号)
「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成20年4月1日西宮市告示甲第6号)
「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」
(平成20年4月1日西宮市告示甲第7号)
「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について」
(平成20年4月1日西宮市告示甲第9号)
「西宮市振動規制区域図」(西宮市)

表2. 3-33(2) 道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分（尼崎市）

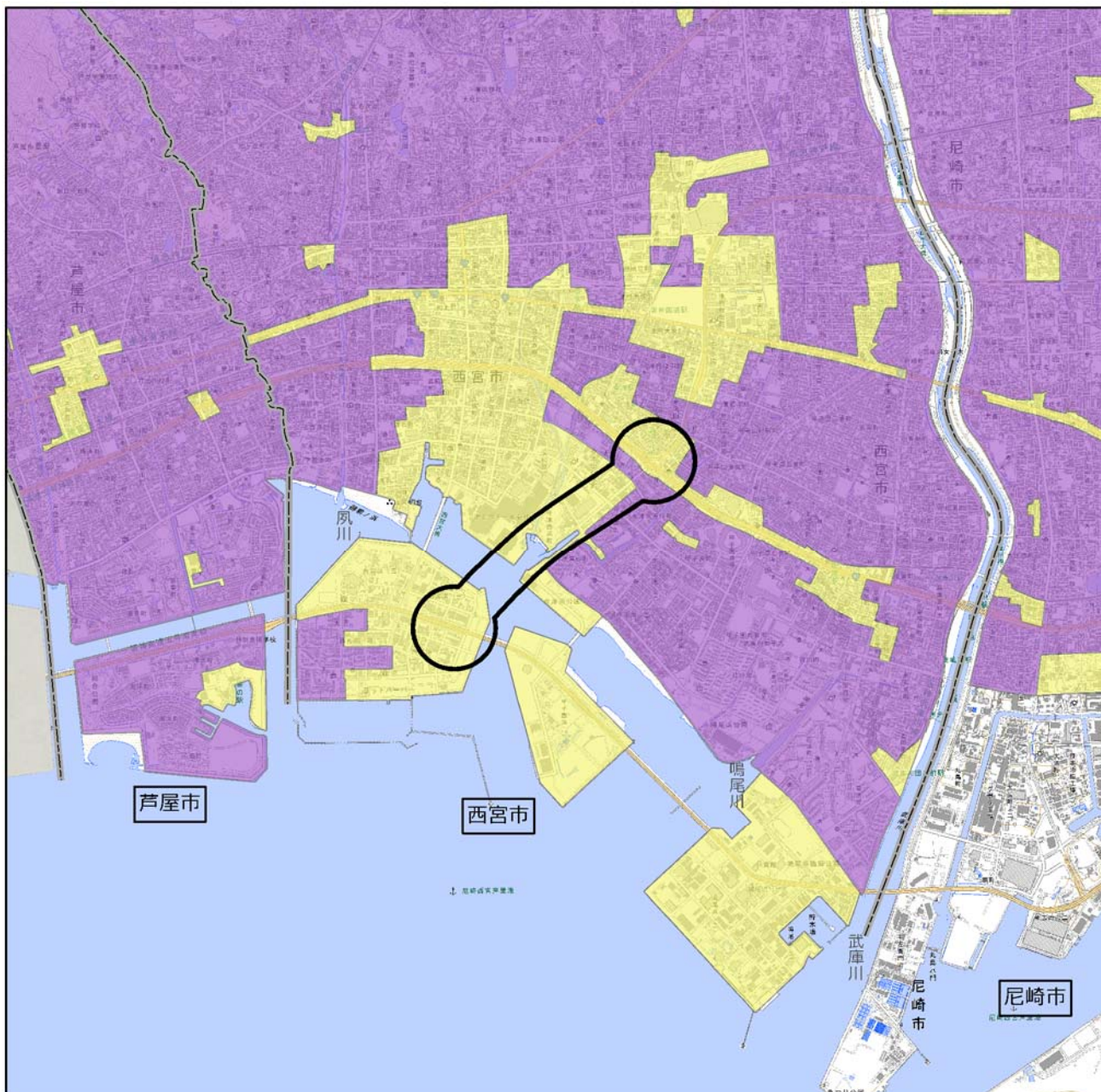
区域の区分	該当地域	時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	午前8時から 午後7時	午後7時から
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		翌日の 午前8時

出典) 「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成13年3月28日尼崎市告示第99号)
「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」(平成13年3月28日尼崎市告示第100号)
「振動規制法施行規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について」
(平成13年3月28日尼崎市告示第102号)
「工場・事業場等の騒音・振動の規制・届出(特定施設)について」(尼崎市環境保全課、平成28年8月)
「尼崎市全図(振動規制区域図)」(尼崎市、平成24年)

表2. 3-33(3) 道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分（芦屋市）


区域の区分	該当地域	時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、市街化調整区域	午前8時から 午後7時	午後7時から
第2種区域	近隣商業地域、商業地域		翌日の 午前8時

出典) 「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年4月1日芦屋市告示第43号)
「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間」(平成24年4月1日芦屋市告示第43-3号)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 第1種区域

 第2種区域

出典) 「西宮市振動規制区域図」(西宮市)

「尼崎市全図(振動規制区域図)」(尼崎市、平成24年)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年4月1日芦屋市告示第43号)

「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間」(平成24年4月1日芦屋市告示第43-3号)



1:50,000

0 1 2 km

図2. 3-12 道路交通振動の規制区域

二. 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準の状況

「振動規制法」第15条第1項の規定に基づく総理府令で定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表2.3-34に、対象区域の区域の指定状況は図2.3-11に示すとおりである。

表2.3-34 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別		特定建設作業	1～4の作業	適用除外
振動規制基準	基準値		75 デシベル	
	基準地点		敷地の境界線	
作業時刻	①の区域		午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	イロハニ
	②の区域		午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
一日当たりの作業時間	①の区域		10時間を超えないこと	イロ
	②の区域		14時間を超えないこと	
作業期間			連続6日を超えないこと	イロ
作業日			日曜日その他の休日でないこと	イロハニホ

注) 1. 適用除外は、以下に示すとおりである。

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占有許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ホ 変電所の変電工事で必要な場合

2. ①、②の区域の区分は、以下に示すとおりである。

①の区域：騒音規制法に基づく区域の区分に従い、第1種区域から第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

②の区域：①の区域以外の区域

3. 作業の種類（下表のとおりである。）

特定建設作業の種類		適用法令	
		振動規制法	県条例
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	○
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	○	○

出典) 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日総理府令第280号）

「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」（平成13年2月27日兵庫県告示第274号）

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成8年1月8日兵庫県規則第1号）

「振動規制法施行規則別表第1の付表の1の区域の指定について」（平成20年4月1日西宮市告示甲第8号）

「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について」

（平成13年3月28日尼崎市告示第101号）

「振動規制法施行規則別表第1の付表の1の市長が指定した区域」（平成24年4月1日芦屋市告示第43-2号）

又. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された指定区域

対象区域には、表2.3-35及び図2.3-13に示すとおり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき指定された指定区域がある。

表2.3-35 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された指定区域

番号	住所	指定年月日	埋め立て地の区分 ^{注)}
1	西宮市西宮浜3丁目7番15、3丁目36番1の各一部	平成26年8月14日	政令第13条の2第2号
2	西宮市鳴尾浜3丁目13番の3の一部	平成26年8月14日	省令第12条の31第1号
3	尼崎市平左衛門町65番1～17、66番、67番、68番1～8、69番及び70番	平成18年4月14日	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第1号
4	尼崎市末広町1丁目2番1の一部、2番5の一部、2番7の一部、5番1の一部、5番8、16番1の一部及び16番6の一部	平成18年4月14日	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第1号
5	尼崎市末広町1丁目2番1の一部	平成18年4月14日	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第1号
6	尼崎市扇町5番5、6番2、6番3及び14番4の各一部並びに西字砂浜寄洲1788番1の一部、1788番3の一部、1788番5、1788番10の一部、1788番14の一部、1788番17の一部、1788番23、1788番25の一部、1788番26の一部、1788番28の一部、1788番29の一部、1788番32の一部、1788番33、1788番34の一部及び1788番51の一部	平成18年4月14日	政令第13条の2第2号

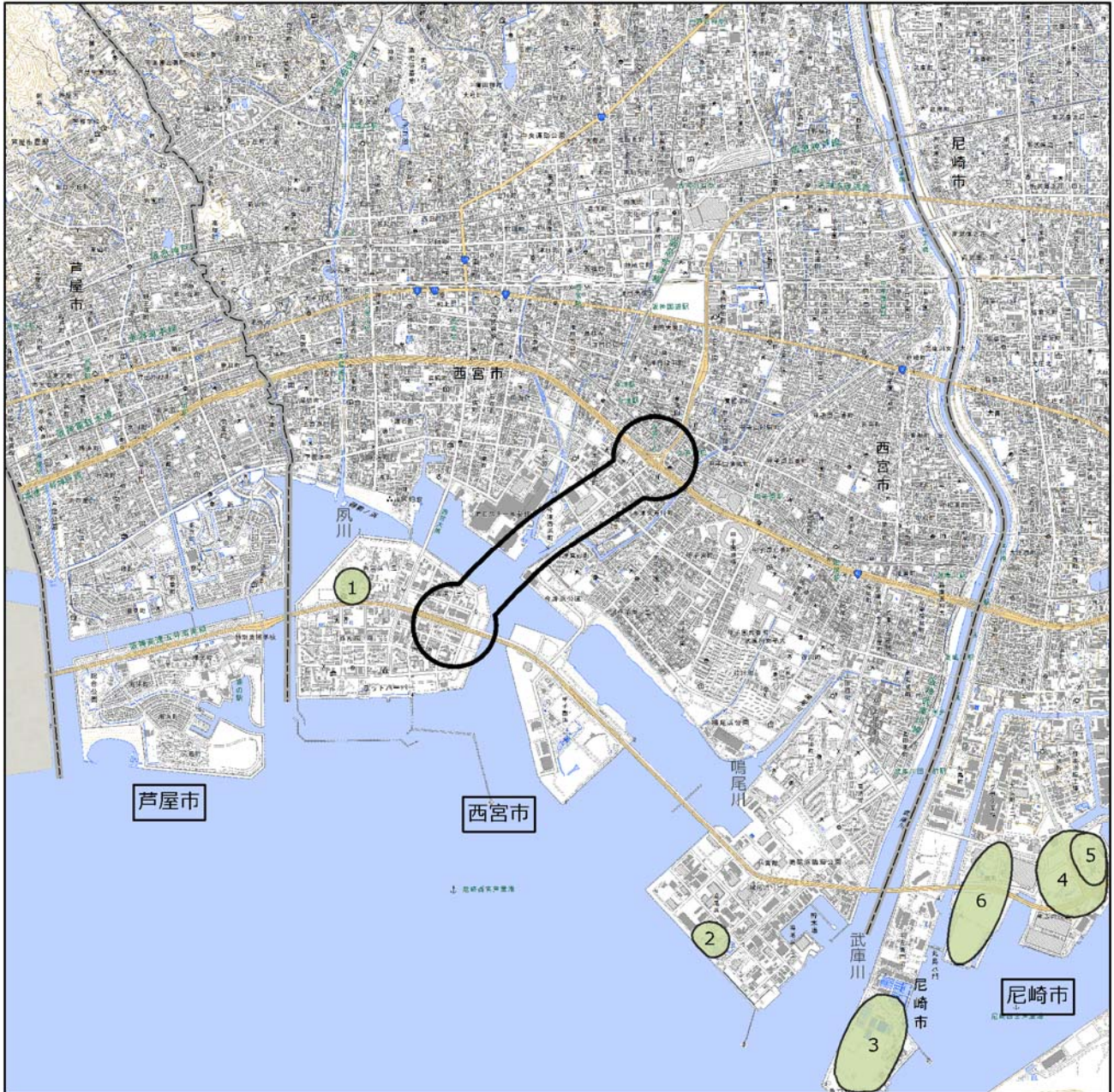
注) 政令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

省令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）

出典) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項に規定する指定区域一覧」

(尼崎市ホームページ、平成30年7月現在)

「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」（西宮市ホームページ、平成30年7月現在）



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 指定区域

注) 指定区域の位置は概ねの位置を示す。

出典) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17
第1項に規定する指定区域一覧」
(新潟市ホームページ、平成30年7月現在)
「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の
指定」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

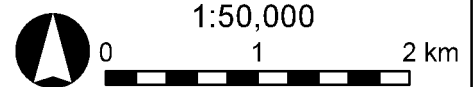


図2.3-13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された指定区域

ネ. 景観法に基づく景観計画区域

対象区域では、西宮市、尼崎市、芦屋市が「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）第7条第1項の規定に基づく景観行政団体であり、各市において同法第8条第1項に基づく景観計画が定められている。

西宮市では、「西宮市都市景観条例」（平成21年7月15日西宮市条例第8号）第5条1項の規定により「西宮市都市景観形成基本計画」（西宮市、平成19年）が定められており、これに即し、「景観法」に基づく景観計画として、「西宮市景観計画」（西宮市、平成28年）が定められている。「西宮市景観計画」では、西宮市全域を景観計画区域としており、「景観法」に基づく届出が必要な行為及び対象となる規模は、景観計画区域内のイ、ロ、ハの区域（表2.3-36、表2.3-37及び図2.3-14参照）に応じ定められている。また、景観計画区域のうち、特に重点的に都市景観の形成に取り組むべき地区を景観重点地区としており、地区ごとに届出が必要な行為および対象となる規模が定められている。

表2.3-36 西宮市における景観計画区域の区分及び届出対象行為・規模（工作物）

区域	イ区域	ロ区域	ハ区域
用途地域等	市街化調整区域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域 準工業地域、工業地域	近隣商業地域 商業地域
対象行為	工作物の新設・増設・改築・移転		
対象規模	・高さが5mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの		・高さが10mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが15mを超えるもの
	・高さが5mを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの ・幅員が10mを超え、またはその延長が30mを超える橋梁、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの		

表2.3-37 西宮市における景観形成指針及び景観形成基準（工作物）

区域	イ区域	ロ区域	ハ区域	
景観形成指針				
まちなみや背景との調和	・周辺のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。			
色彩	・外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。 ・地上からの高さが20mを超える部分の色彩は、背景と調和させ、周囲への圧迫感を抑えるよう配慮する。			
緑化	・道路境界部分は主に高木による緑化を行い、圧迫感を軽減させる。			
附属機器・配管類	・附属機器や排水管などの配管類は、集約化し目立たせないよう工夫する。			
景観形成基準				
色彩（マンセル表色系）	明度	4 以上8.5 以下	4 以上9 以下	3 以上9 以下
	彩度	R 系, YR 系, Y 系 (0~5.0Y のみ) の色相 : 4 以下 上記以外の色相 : 2 以下		

尼崎市では、「景観法」に基づく景観計画として、「尼崎市都市美形成計画」（尼崎市、平成23年）が定められている。「尼崎市都市美形成計画」では、尼崎市全域を都市美形成計画の区域としており、用途地域により景観を類型化し、その区分に応じた色彩や形態意匠の誘導基準を定めている。また、「尼崎市都市美形成条例」（昭和59年12月22日条例第41号）第12条の規定により、歴史上特徴のある地域などを、特に良好な都市美形成を図る地域として都市美形成地域に指定している。なお、対象区域には都市美形成地域はない。

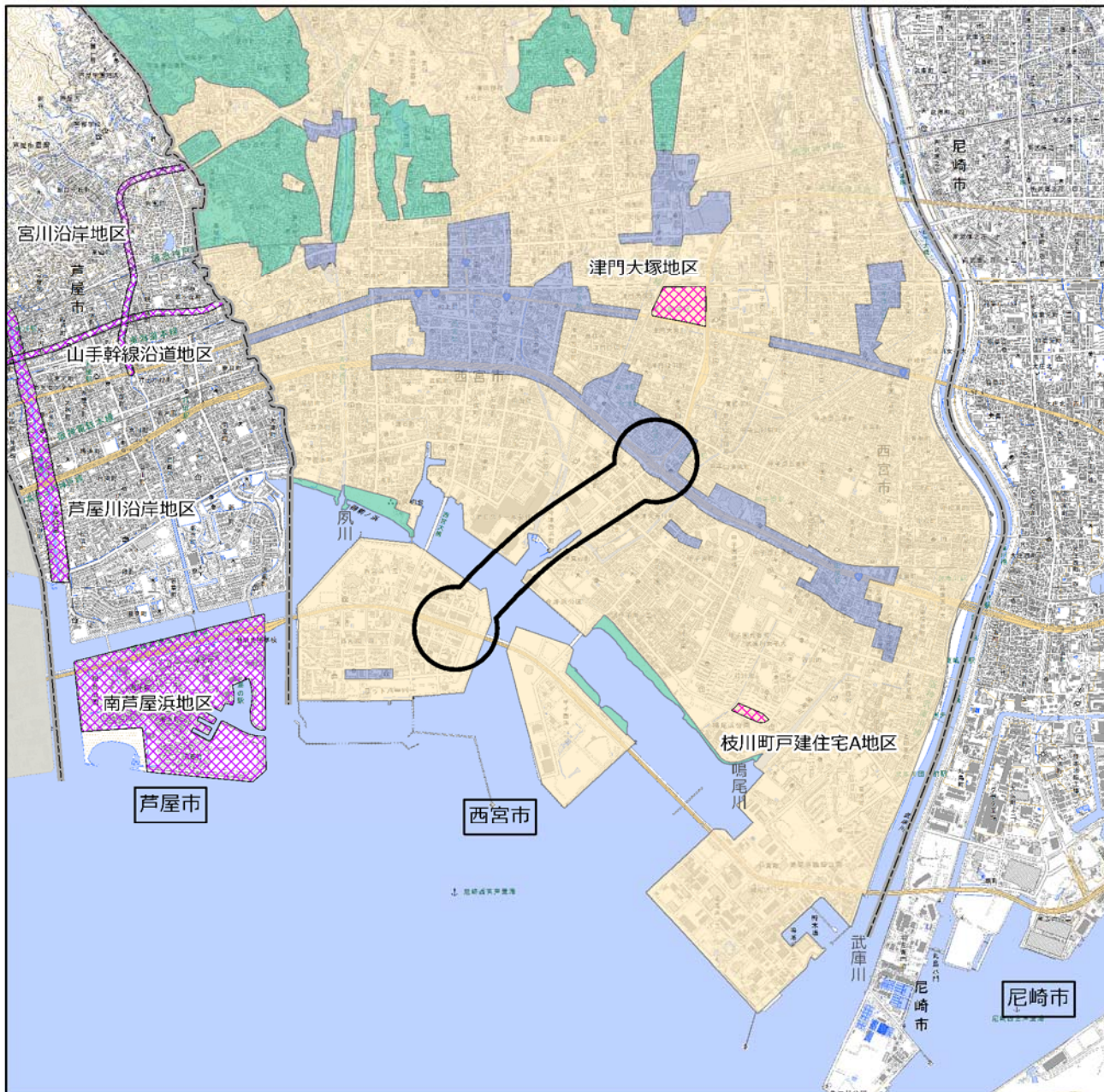
芦屋市では、「芦屋市都市景観条例」（平成21年3月27日条例第25号）の規定により「芦屋市景観形成基本計画」（芦屋市、平成27年）が定められ、これに即して、「景観法」に規定する景観計画である「芦屋市景観計画」（芦屋市、平成27年）が定められている。「芦屋市景観計画」では芦屋市域全域を景観計画区域としており、地域特性や景観資源、土地利用のあり方等に着眼して区分している。また、景観計画区域の中でも、特に景観形成を図るべき地区を景観計画重点地区としている。景観計画区域及び景観計画重点地区においては、建築物の形態又は色彩その他意匠に制限が定められている。

景観計画区域等の指定状況は、図2.3-14に示すとおりである。

都市計画対象道路事業実施区域には西宮市の景観計画区域のロ区域とハ区域が含まれるが、景観計画重点地区はない。

ノ. 屋外広告物条例

西宮市においては「西宮市屋外広告物条例」（平成19年12月25日西宮市条例第31号）、尼崎市においては「尼崎市屋外広告物条例」（平成20年12月25日尼崎市条例第47号）、芦屋市においては「芦屋市屋外広告物条例」（平成28年7月1日芦屋市条例第54号）が制定されており、各市域において屋外広告物の掲出が規制されている。



凡例

都市計画対象道路事業実施区域

景観計画重点地区など

芦屋市景観計画重点地区

西宮市景観重点地区

西宮市景観計画区域の区分

イ区域

ロ区域

ハ区域

注) 1. 尼崎市は都市美形成計画の区域に、芦屋市は景観計画区域に全域が指定されている。

2. 景観計画区域の区分は、都市計画対象道路事業実施区域が存在する西宮市について示した。

出典) 「西宮市景観計画」 (西宮市、平成 28 年)

「芦屋市景観計画」 (芦屋市、平成 27 年)



1:50,000

0 1 2 km

図2. 3-14 景観計画区域等の指定状況

ハ. 工業用水法等に基づく地盤沈下に係る指定地域

対象区域には、「工業用水法」（昭和31年6月11日法律第146号）第3条第1項の規定に基づく指定地域として尼崎市の全域と西宮市の一部が指定されている。

「地盤沈下防止等対策の推進について」（昭和56年地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定）の規定に基づく地盤沈下防止等対策要綱地域はない。

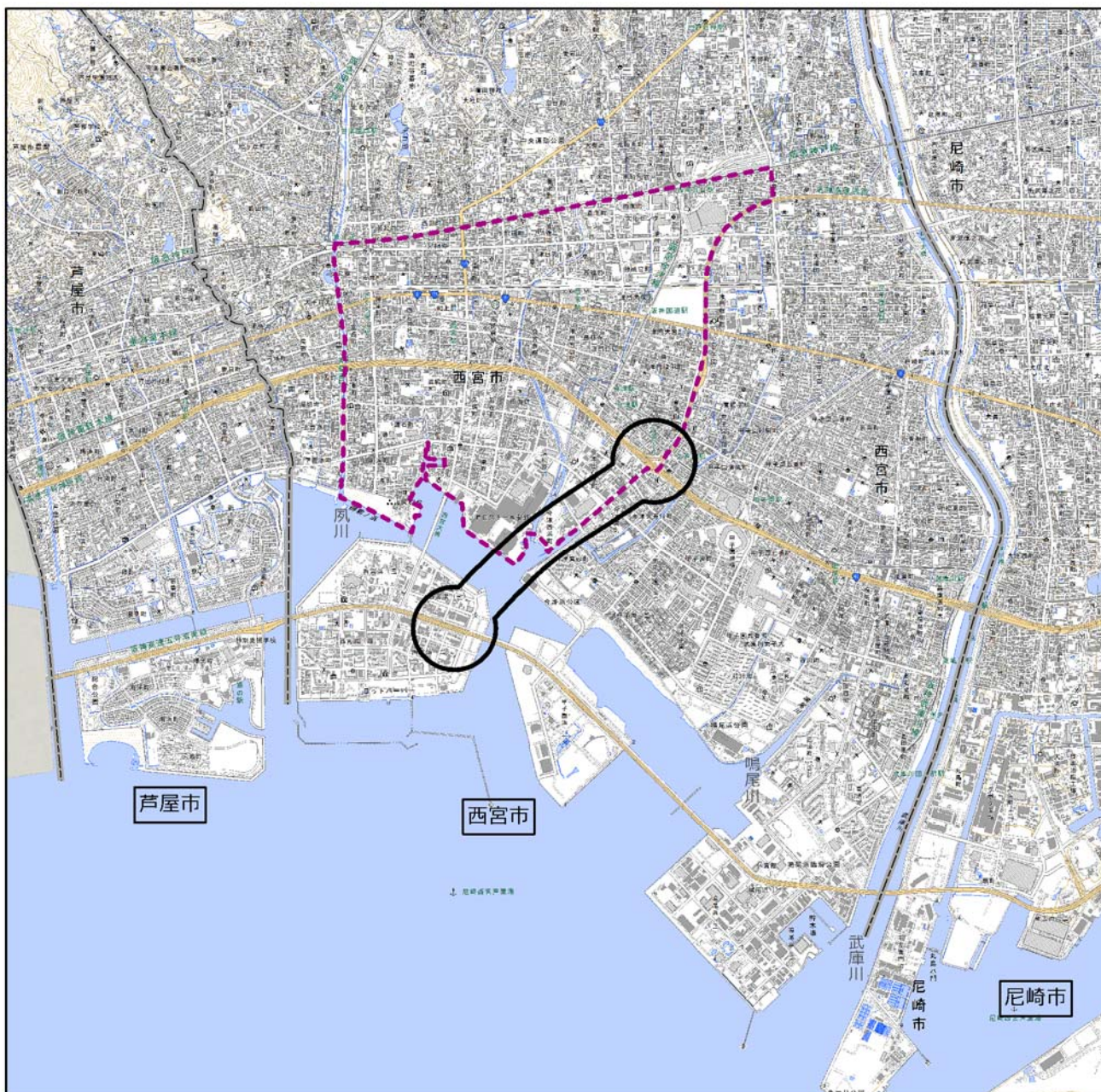
ヒ. 西宮市宮水保全条例に基づく保全対象地域

対象区域には、図2.3-15に示すとおり「西宮市宮水保全条例」（平成29年12月25日西宮市条例第15号）第4条の規定に基づく保全対象区域が指定されている。

保全対象区域内での開発事業の実施には、事前の届出と協議が必要である。


フ. 環境の保全と創造に関する条例に基づく特定自動車の運行を禁止する特別対策地域の指定状況

対象区域は、全域が「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年7月18日兵庫県条例第28号）第67条の2の規定に基づく特定自動車の運行を禁止する特別対策地域に指定されている。



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 西宮市宮水保全条例第4条の規定に基づく保全対象区域

出典) 「西宮市宮水保全条例」

(平成 29 年 12 月 25 日西宮市条例第 15 号)

「保全対象区域指定についての告示」

(平成 30 年 3 月 29 日西宮市告示甲第 1294 号)



1:50,000

0 1 2 km

図2. 3-15 西宮市宮水保全条例に基づく保全対象区域

4) その他法令等に基づく地域地区等の指定状況

a. 環境影響評価に関する条例に基づく特別地域

対象区域には、「環境影響評価に関する条例」第2条第3号に示す「特別地域」に該当する地域が含まれる。同条例別表第2に指定された特別地域の分布状況は「2.2. 特別地域の分布状況」に示す。

b. 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

対象区域には、図2.3-16に示すとおり「都市計画法」第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域がある。

西宮市、尼崎市、芦屋市における平成29年の指定状況は、表2.3-38に示すとおりである。

表2.3-38 都市計画区域及び用途地域の指定状況（平成29年）

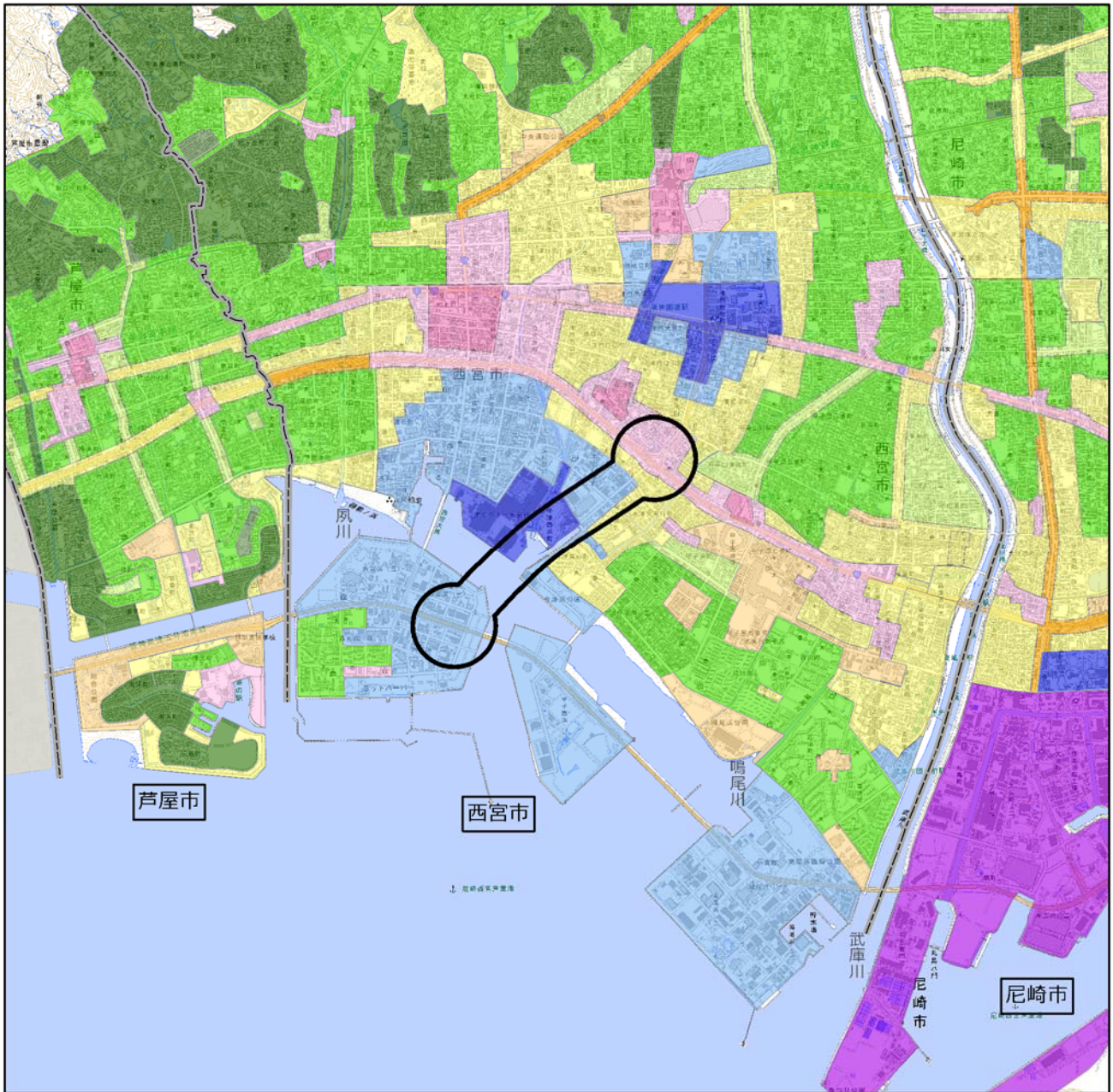
(単位：ha)

区分		市名		
		西宮市	尼崎市	芦屋市
総面積		(9,996)	5,072	(1,847)
都市計画区域		10,025	5,072	1,847
市街化区域		5,219	4,670	969
市街化調整区域		4,806	402	878
用途地域	第一種低層住居専用	1,183	88	321
	第二種低層住居専用	98	—	1
	第一種中高層住居専用	1,625	1,183	405
	第二種中高層住居専用	324	284	36
	第一種住居	620	877	101
	第二種住居	240	163	51
	準住居	40	116	—
	近隣商業	262	187	47
	商業	57	87	7
	準工業	679	398	—
	工業	91	545	—
	工業専用	—	742	—
	合計		5,219	4,670


注) 総面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)による。





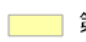






なお、()の面積は、一部境界未定のため「平成23年全国市町村要覧」(総務省自治行政局)の数値を参考値として記載している。

出典)「兵庫県統計書 平成28年」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

-  第一種低層住居専用地域
-  第二種低層住居専用地域
-  第一種中高層住居専用地域
-  第二種中高層住居専用地域
-  第一種住居地域
-  第二種住居地域
-  準住居地域
-  近隣商業地域
-  商業地域
-  準工業地域
-  工業地域
-  工業専用地域

出典) 「西宮市WEBGIS」

(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「用途地域(建ぺい率・容積率など)の検索」

(芦屋市ホームページ、平成30年7月現在)

「尼崎市 都市計画図・地形図」

(尼崎市ホームページ、平成30年7月現在)



図2.3-16 用途地域の指定状況

c. 防災に係る指定状況

対象区域には、「砂防法」（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づく砂防指定地、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（明治44年7月1日法律第57号）第3条に基づく急傾斜地崩壊危険地域、「地すべり等防止法」（昭和33年3月31日法律第30号）第3条に基づく地すべり防止区域がある。なお、都市計画対象道路事業実施区域には砂防指定地、急傾斜地崩壊危険地域、地すべり防止区域はない。

d. 保護樹木等の指定状況

対象区域において、西宮市では「自然と共生するまちづくりに関する条例」（平成17年3月30日西宮市条例第32号）第12条及び第23条の規定に基づく生物保護地区、景観樹林保護地区、保護樹木が指定され、尼崎市では「尼崎の環境をまもる条例」（平成12年12月26日尼崎市条例第51号）第77条の規定に基づく保護樹木が指定されている。また、芦屋市では「芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例」（平成11年芦屋市条例第10号）第33条第1項による緑の保全地区、同条例第35条第1項による保護樹及び保護樹林が指定されている。

対象区域における保護樹木等の指定状況は、表2.3-39及び図2.3-17に示すとおりである。

表2.3-39(1) 保護樹木等の指定状況

番号	市	区分	名称/樹種
1	芦屋市	保護樹林	第3号六麓荘町保護樹林
2			第2号岩園保護樹林
3			第1号芦屋神社保護樹林
1	西宮市	景観樹林保護地区	越木岩神社林
2			松風公園林
3			満池谷墓地・越水浄水場林
4			須佐之男神社林
5			大手前大学林
6			西宮神社林
7			神戸女学院岡田山林
8			巖島神社林
9			高木東熊野神社林
10			八幡神社林
11			日野神社林
12			松並公園林
13			熊野神社林
14			八幡神社林
15			白山姫神社林
16			八幡神社林
17			岡太神社林
1	芦屋市	緑の保全地区	山手東地区緑の保全地区
2		緑の保全地区	朝日ヶ丘町地区緑の保全地区
3		緑の保全地区	岩園町地区緑の保全地区
4		緑の保全地区	浜芦屋町・松浜町地区緑の保全地区
	西宮市	生物保護地区	甲子園浜生物保護地区

注) 表中の番号は図2.3-17に対応している。

出典) 「保護樹木指定一覧表」（西宮市ホームページ、平成30年7月現在）

「景観樹林保護地区指定一覧表」（西宮市ホームページ、平成30年7月現在）

「公園・緑化のあゆみ（平成28年度 緑化事業報告書）」（尼崎市、平成29年）

「芦屋市ホームページ」（平成30年7月現在）

表2.3-39(2) 保護樹木等の指定状況

番号	市	区分	名称/樹種	番号	市	区分	名称/樹種
1	芦屋市	保護樹	クスノキ	51	西宮市	保護樹木	クスノキ
2			クスノキ	52			クスノキ
3			クロマツ	53			イチョウ
4			クロマツ	54			イチョウ
5			クロマツ	55			イチョウ
6			クスノキ	56			クロガネモチ
7			エゾエノキ	57			クスノキ
8	西宮市	保護樹木	クスノキ	58			クスノキ
9			エノキ	59			エノキ
10			エノキ	60			エノキ
11			クスノキ	61			エノキ
12			クスノキ	62			クスノキ
13			クスノキ	63			クスノキ
14			クスノキ	64			エノキ
15			クロマツ	65			クスノキ
16			クスノキ	66			クスノキ
17			クロマツ	67			クスノキ
18			クロマツ	68			クロマツ
19			クスノキ	69			イチョウ
20			クスノキ	70			クスノキ
21			クスノキ	71			クスノキ
22			クスノキ	72			クスノキ
23			クスノキ	73			クスノキ
24			クスノキ	74			クスノキ
25			エノキ	75			クスノキ
26			エノキ	76			クスノキ
27			クスノキ	77			クスノキ
28			イチョウ	78			クスノキ
29			クスノキ	79			クスノキ
30			クスノキ	80			クスノキ
31			クスノキ	81			クスノキ
32			クスノキ	82			クスノキ
33			クスノキ	83			クスノキ
34			クスノキ	84			クスノキ
35			クスノキ	85			イチョウ
36			クスノキ	86			イチョウ
37			エノキ	87			イチョウ
38			ムクノキ	88	ニ崎市	保護樹木	クスノキ、クロマツ、イチノキ、ムクノキ
39			クロガネモチ	89	クスノキ、ムクノキ、クロマツ、エノキ		
40			クロマツ	90	マツ、クスノキ、イチノキ、ケヤキ		
41			クスノキ	91	ゴヨウマツ		
42			クスノキ	92	クスノキ		
43			クスノキ	93	マツ、ケヤキ、クスノキ、エノキ		
44			クスノキ	94	クロマツ、クスノキ、エノキ、サクラ		
45			クスノキ	95	エノキ、クロマツ、モッコク、クスノキ		
46			クスノキ	96	クスノキ		
47			クスノキ	97	クスノキ		
48			クスノキ	98	クスノキ、クロマツ、ケヤキ、エノキ		
49			クスノキ	99	エノキ		
50			クスノキ	100	クスノキ		

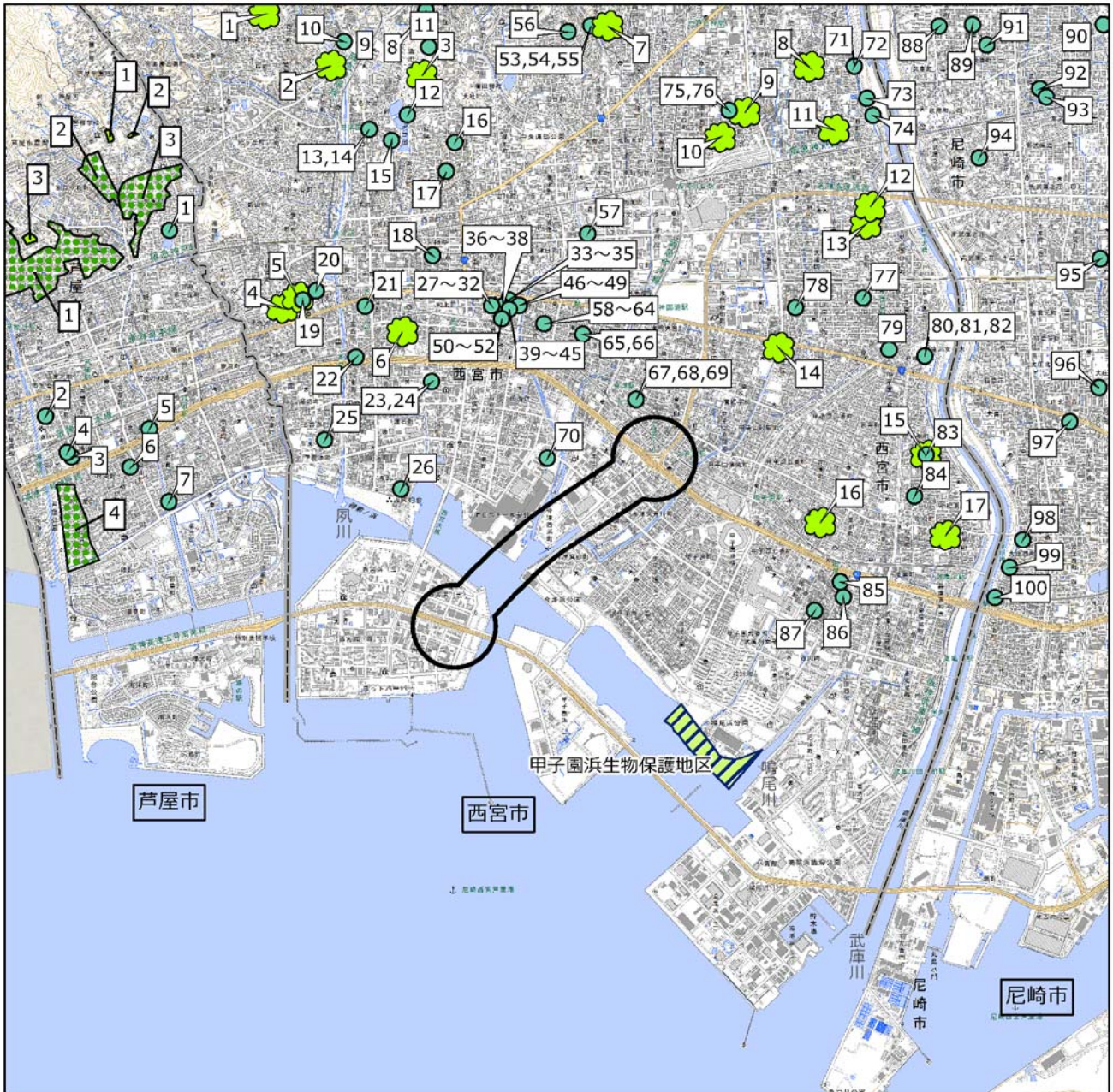
注) 表中の番号は図2.3-17に対応している。

出典) 「保護樹木指定一覧表」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)







「景観樹林保護地区指定一覧表」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「公園・緑化のあゆみ(平成28年度 緑化事業報告書)」(尼崎市、平成29年)

「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)



凡例

-  都市計画対象道路事業実施区域
-  保護樹木
-  景観樹林保護地区(西宮市)  保護樹林(芦屋市)
-  緑の保全地区(芦屋市)
-  生物保護地区

出典) 「保護樹木指定一覧表」
 (西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
 「景観樹林保護地区指定一覧表」
 (西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
 「公園・緑化のあゆみ(平成28年度
 緑化事業報告書)」(尼崎市、平成29年)
 「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)



図2.3-17 保護樹林等の指定状況